平成27年第1回定例市議会議案 条例新旧対照表

議案第	1	号	藤井寺市行政手続条例の一部改正について	
			藤井寺市行政手続条例の一部改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
			(附則改正)	
			藤井寺市印鑑条例の一部改正案(附則第2項関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
			藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正案	
			(附則第3項関係) ······	1 6
			藤井寺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正案(附	
			則第4項関係)	1 7
議案第	3	号	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	
			執行機関の附属機関に関する条例の一部改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
議案第	4	号	藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について	
			藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
議案第	5	号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備	
			について	
			議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案(第1条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
			特別職の職員の給与に関する条例の一部改正案(第2条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
			教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正案(第3条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
			職員の旅費に関する条例の一部改正案(第4条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
			藤井寺市特別職報酬等審議会条例の一部改正案(第5条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
			藤井寺市職員定数条例の一部改正案(第6条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
			藤井寺市職員の厚生制度に関する条例の一部改正案(第7条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
議案第	7	号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
			非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0

議案第 8 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案(第1条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案(第2条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
	職員の退職手当に関する条例の一部改正案(第3条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 5
	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正案 (第4条関係)	7 9
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正案(第5条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正案(第6条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 2
議案第 9 号	市税条例の一部改正について	
	市税条例の一部改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 3
議案第10号	藤井寺市手数料条例の一部改正について	
	藤井寺市手数料条例の一部改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 7
議案第11号	藤井寺市介護保険条例の一部改正について	
	藤井寺市介護保険条例の一部改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 8
議案第12号	藤井寺市高額介護サービス費等貸付基金条例の一部改正について	
	藤井寺市高額介護サービス費等貸付基金条例の一部改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 3
議案第13号	藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの	
	事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービス	
	の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 6
議案第14号	藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介	
	護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介	
	護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型	

	介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係	
	る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正案・・・・・・・・・・・	1 2 4
議案第15号	藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防	
	のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予	
	防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	
	の一部改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3 4
議案第16号	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定につ	
	いて	
	(附則改正)	
	市立保育所条例の一部を改正する条例の一部改正案(附則第2項関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3 7
	【参考】市立保育所条例の一部改正案(附則第2項関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3 8
	藤井寺市立幼稚園条例の一部改正案(附則第3項関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4 1
議案第17号	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4 2
議案第18号	藤井寺市立学校条例の一部改正について	
	藤井寺市立学校条例の一部改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4 3
議案第21号	藤井寺市立生涯学習センター条例の一部改正について	
	藤井寺市立生涯学習センター条例の一部改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4 4
議案第22号	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案・・・・	1 4 5
議案第23号	藤井寺市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市水道事業の設置等に関する条例の一部改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4 6

議案第 1 号

藤井寺市行政手続条例の一部改正について

○藤井寺市行政手続条例(平成11年藤井寺市条例第3号) 新旧対照表

改正後	改正前
<u>目次</u>	
<u>第1章 総則 (第1条—第4条)</u>	
第2章 申請に対する処分(第5条―第11条)	
第3章 不利益処分	
<u>第1節</u> <u>通則(第12条</u> —第14条)	
第2節 聴聞 (第15条—第26条)	
第3節 弁明の機会の付与(第27条―第29条)	
第4章 行政指導(第30条—第36条)	
第5章 処分等の求め(第37条)	
第6章 届出 (第38条)	
第7章 強則 (第39条)	
<u>附則</u>	
第1章 総則 	
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。

改正後

(1) 条例等 条例及び執行機関の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138 条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条 に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。) 並びに大阪府の条例及びその執行機 関の規則(地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に 関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定により本市が処理するこ ととされた事務に係るものに限る。)をいう。

(2) • (3) (略)

- (4) 申請 条例等(第32条においては、法令)に基づき、行政庁の許可、認可、免 許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。) を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされ ているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、 これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに 該当するものを除く。

ア (略)

- イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請を した者を名宛人としてされる処分
- ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

 $(6)\sim(8)$ (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用 | 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、第4条から第28条までの規定は、適 しない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

改正前

(1) 条例等 条例及び執行機関の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138 条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条 に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。) をいう。

(2) • (3) (略)

- (4) 申請 条例等(第31条においては、法令)に基づき、行政庁の許可、認可、免 許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。) を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされ ているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接 に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれ かに該当するものを除く。

ア (略)

- イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請を した者を名あて人としてされる処分
- ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

工 (略)

 $(6)\sim(8)$ (略)

(適用除外)

- 用しない。
- $(1)\sim(3)$ (略)

改正後	改正前
(4) 地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は地方公務員であった者に対してその職務又は身分についてされる処分及び行政指導	(4) 地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ)又は地方公務員であった者に対してその職務又は身分についてされる処分及び行政指導
(5) (略)	(5) (略)
(6) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいて される裁定その他の処分(その双方を <u>名宛人</u> とするものに限る。)及び行政指導	(6) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいて される裁定その他の処分(その双方を <u>名あて人</u> とするものに限る。)及び行政指導
(7) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に <u>関わる</u> 事象が発生し、又は発生する可能性がある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってなされる処分及び行政指導	(7) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に <u>かかわる</u> 事象が発生し、又は発生する可能性がある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってなされる処分及び行政指導
(8) (略)	(8) (略)
(9) <u>第3章</u> において規定する不利益処分における聴聞又は弁明の機会の付与の手続 その他の意見陳述のための手続において条例等に基づいてされる処分及び行政指導	(9) <u>第11条から第28条まで</u> において規定する不利益処分における聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において条例等に基づいてされる処分及び行政指導
(10) (略)	(10) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は 団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。)及び行政指導 並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格に おいてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用 しない。

第2章 申請に対する処分

(審查基準)

(審査基準)

改正後	改正前
第5条 (略)	第4条 (略)
2 · 3 (略)	2・3 (略)
(標準処理期間)	(標準処理期間)
第6条 (略)	<u>第5条</u> (略)
(申請に対する審査及び応答)	(申請に対する審査及び応答)
<u>第7条</u> (略) 	<u>第6条</u> (略)
(理由の提示)	(理由の提示)
第8条 (略)	<u>第7条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
(情報の提供)	(情報の提供)
<u>第9条</u> (略)	<u>第8条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
(八時人の間間が)	(八時人の間提供)
(公聴会の開催等)	(公聴会の開催等)
第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを <u>行う</u> 場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。	第9条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを <u>行なう</u> 場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

改正後	改正前	
(複数の行政庁が関与する処分)	(複数の行政庁が関与する処分)	
第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断をこと更に遅延させるようなことがあってはならない。		
2 <u>1の申請又は</u> 同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。	2 <u>一の申請又は</u> 同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。	
第3章 不利益処分		
第 1節 通則		
(処分の基準)	(処分の基準)	
<u>第12条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)	
2 (略)	2 (略)	
(不利益処分をしようとする場合の手続)	(不利益処分をしようとする場合の手続)	
第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、当該 不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続 を執らなければならない。		
(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞	(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞	
ア (略)	ア (略)	
イ アに規定するもののほか、 <u>名宛人</u> の資格又は地位を直接に <u>剥奪</u> する不利益処分	イ アに規定するもののほか、 <u>名あて人</u> の資格又は地位を直接に <u>はく奪</u> する不利益	

をしようとするとき。

処分をしようとするとき。

改正後	改正前
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
(不利益処分の理由の提示)	(不利益処分の理由の提示)
第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その <u>名宛人</u> に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。	
2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該 <u>名宛人</u> の所在が判明しなくなった ときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相 当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。	
3 (略)	3 (略)
第2節 - <u>藤</u> 野	
(聴聞の通知の方式)	(臓間の通知の方式)

(聴聞の連知の万式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間を おいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知 しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、 第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並び に当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨 を藤井寺市役所前の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合にお いては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達した

(聴聞の連知の万式)

第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間を おいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通 知しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合において は、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項 並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付す る旨を藤井寺市役所前の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合 においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達

改正後 改正前 ものとみなす。 したものとみなす。 (代理人) (代理人) 第16条 (略) 第15条 $2 \sim 4$ (略) $2 \sim 4$ (略) (参加人) (参加人) 第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要が 第16条 第18条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要が あると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に あると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に 照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6 照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6 号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求 号において「関係人」という。) に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求 め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。 め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。 2 • 3 (略) 2 · 3 (略) (文書等の閲覧) (文書等の閲覧)

- 第18条 当事者及び当該不利益処分がなされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結するまでの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 (略)

- 第17条 当事者及び当該不利益処分がなされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第23条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結するまでの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧をさらに求めることを妨げない。
- 3 (略)

改正後	改正前
(聴聞の主宰)	(聴聞の主宰)
<u>第19条</u> (略)	<u>第18条</u> (略)
2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。	2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
$(1)\sim(4)$ (略)	$(1)\sim(4)$ (略)
(5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人 <u>保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人</u>	(5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人 <u>又は補佐人</u>
(6) (略)	(6) (略)
(聴聞の期日における審理の方式)	(聴聞の期日における審理の方式)
第20条 (略)	<u>第19条</u> (略)
2~6 (略)	2~6 (略)
(陳述書等の提出)	(陳述書等の提出)
第21条 (略)	<u>第20条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
(続行期日の指定)	(続行期日の指定)
第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、 <u>更に</u> 新たな期日を定めることができる。	第21条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、 <u>さらに</u> 新たな期日を定めることができる。
2 (略)	2 (略)
3 <u>第15条第3項</u> の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明 しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中 「不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を	3 <u>第14条第3項</u> の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明 しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中 「不利益処分の <u>名あて人</u> となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示

改正後

始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過 したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を初 めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

- ず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合又は 参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改 めて音見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結させ ることができる。
- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭 せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合におい て、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これら の者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来した ときに聴聞を終結することができる。

(聴聞調書及び報告書)

第24条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、 主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命 ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用す 改正前

を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経 過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を 初めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せ**|第22条** 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せ ず、かつ、第20条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合又は 参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改 めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結させ ることができる。

> 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭 せず、かつ、第20条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合におい て、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これら の者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来した ときに聴聞を終結することができる。

(聴聞調書及び報告書)

第23条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(聴聞の再開)

第24条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、 主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命 ずることができる。第21条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用す る。

改正後	改正前
(聴聞を経てされる不利益処分の決定)	(聴聞を経てされる不利益処分の決定)
第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、聴聞調書の内容及び第24条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。	第25条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、聴聞調書の内容及び第23条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。
第3節 弁明の機会の付与	
(弁明の機会の付与の方式)	(弁明の機会の付与の方式)
第27条 (略)	<u>第26条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
(弁明の機会の付与の通知の方式)	(弁明の機会の付与の通知の方式)
第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、 その日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者に対し、次 に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	第27条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、 その日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、 次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
2 (略)	2 (略)
(聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の	(聴聞に関する手続の準用) 第28条 第14条第3項、第15条並びに第17条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の

第29条 第15条第3項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同項第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。)」とあるのは「当事者」と、

第28条 第14条第3項、第15条並びに第17条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同項第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」と、第17条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第23条第3項において「当事者等」という。)」とあるのは「当事者」と、

改正後	改正前
「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、 <u>第18条第3項</u> 中「前2項」とあるのは「 <u>第29条</u> において準用する <u>第18条第1項</u> 」と読み替えるものとする。	「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、 <u>第17条第3項</u> 中「前2項」とあるのは「 <u>第28条</u> において準用する <u>第17条第1項</u> 」と読み替えるものとする。
第4章 行政指導	
(行政指導の一般原則)	(行政指導の一般原則)
第30条 (略)	<u>第29条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
(事業者等の責務)	(事業者等の責務)
<u>第31条</u> (略)	第30条 (略)
(申請に関する行政指導)	(申請に関する行政指導)
<u>第32条</u> (略)	<u>第31条</u> (略)
(許認可等の権限に関する行政指導)	(許認可等の権限に関する行政指導)
第33条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨をこと更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。	第32条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨をこと <u>さら</u> に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。
(行政指導の方式)	(行政指導の方式)

改正後	改正前		
第34条 (略)	第33条 (略)		
2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限 又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対 して、次に掲げる事項を示さなければならない。			
(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項			
(2) 前号の条項に規定する要件			
(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由			
3 行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から <u>前2項</u> に規定する事項を 記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の 支障がない限り、これを交付しなければならない。	2 行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から <u>前項</u> に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。		
<u>4</u> (時)	<u>3</u> (略)		
(複数の者を対象とする行政指導) 第35条 (略)	(複数の者を対象とする行政指導) 第34条 (略)		
(行政指導の中止等の求め)			
第36条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律、大阪府の条例又は市の条例(本条及び次条において「法律等」という。)に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。			
2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。			

改正後	改正前
(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所	
(2) 当該行政指導の内容	
(3) 当該行政指導がその根拠とする法律等の条項	
(4) 前号の条項に規定する要件	
(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由	
(6) <u>その他参考となる事項</u>	
3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当 該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導 の中止その他必要な措置をとらなければならない。	
第5章 処分等の求め	
第37条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべ	
き処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律等に置かれているものに限る。)が されていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指	
導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導を することを求めることができる。	
2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。	
(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所	
(2) 法令に違反する事実の内容	
(3) 当該処分又は行政指導の内容	
(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項	
(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由	

改正後	改正前
(6) その他参考となる事項	
3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。	
第6章 <u>届出</u>	
(届出)	(届出)
<u>第38条</u> (略)	第35条 (略)
2 (略)	2 (略)
第7章 維則	
(委任)	(委任)
<u>第39条</u> (略)	<u>第36条</u> (略)

○藤井寺市印鑑条例(平成 6 年藤井寺市条例第 1 6 号) 新旧対照表 (附則第 2 項関係)

改正後	改正前		
(登録を受けることができない印鑑)	(登録を受けることができない印鑑)		
第4条 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録を受けることができない。	第4条 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録を受けることができない。		
$(1)\sim(5)$ (略)	(1)~(5) (略)		
(6) <u>前各号</u> に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの	(6) <u>前5号</u> に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの		
2 (略)	2 (略)		
(登録の抹消)	(登録の抹消)		
第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消するものとする。	第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消するものとする。		
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)		
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が抹消すべき事由が生じたと認めたとき。	(5) <u>前4号</u> に掲げるもののほか、市長が抹消すべき事由が生じたと認めたとき。		
(藤井寺市行政手続条例の適用除外)	(藤井寺市行政手続条例の適用除外)		
第16条 この条例の規定に基づく処分については、藤井寺市行政手続条例(平成11年藤井寺市条例第3号) <u>第2章及び第3章</u> の規定は、適用しない。	第16条 この条例の規定に基づく処分については、藤井寺市行政手続条例(平成11年藤井寺市条例第3号)第4条から第28条までの規定は、適用しない。		

○藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(平成6年藤井寺市条例第1号) 新旧対照表 (附則第3項関係)

改正後	改正前	
(藤井寺市行政手続条例の適用除外)	(藤井寺市行政手続条例の適用除外)	
第9条 この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、藤井寺市行政手続条例(平成11年藤井寺市条例第3号) <u>第2章及び第3章</u> の規定は、適用しない。		

○藤井寺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年藤井寺市条例第6号) 新旧対照表 (附則第4項関係)

改正後	改正前	
(藤井寺市行政手続条例の適用除外)	(藤井寺市行政手続条例の適用除外)	
第6条 この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、藤井寺市行政手続条例(平成11年藤井寺市条例第3号) <u>第2章及び第3章</u> の規定は、適用しない。		

議案第 3 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

○執行機関の附属機関に関する条例(昭和42年藤井寺市条例第19号) 新旧対照表

改正後		改正前			
別表(第2条関係			別表(第2条関係)		
附属機関の属 する執行機関	附属機関	担任事務	附属機関の属 する執行機関	附属機関	担任事務
(略)			市長	藤井寺市総合 計画審議会	市の総合基本計画審議に関する事務
		(略)			
市長		市の健康増進計画・食育推進計画策定等に 関する調査審議に関する事務	市長		市の健康増進計画・食育推進計画策定等に 関する調査審議に関する事務
市長	藤井寺市児童 福祉審議会	児童福祉についての調査審議に関する事務	(略)		
(略)	•				

議案第 4 号

藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について

○藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成22年藤井寺市条例第11号) 新旧対照表

改正後	改正前		
(指定管理者の指定の申請)	(指定管理者の指定の申請)		
第3条 (略)	第3条 (略)		
2 暴力団(藤井寺市暴力団排除条例(平成25年藤井寺市条例第28号)第2条第1号に 規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。) 若しくは暴力団密接関係者(同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)が役 員である団体は、前項の規定による申請をすることができない。			
(委員会)	(委員会)		
第6条 指定候補者の適格性を審査する <u>ため、藤井寺市指定管理者候補者選定委員会</u> <u>(</u> 次項において「 <u>委員会</u> 」という。)を <u>置く</u> 。	第6条 市長は、前2条の規定により指定候補者を選定するにあたり必要と認める場合 は、指定候補者の適格性を審査する <u>委員会(以下</u> 次項において「 <u>選定委員会</u> 」という。)を <u>設置することができる</u> 。		
2 委員会の組織、運営その他委員会について必要な事項は、市長が別に定める。	2 選定委員会に関する事項は、市長が別に定める。		

議案第 5 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

○議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第16号) 新旧対照表 (第1条関係)

改正後	改正前	
(費用弁償)	(費用弁償)	
第4条 (略)	第4条 (略)	
2 前項の規定による旅費の支給に関しては、職員の旅費に関する条例(昭和34年藤井 寺市条例第23号。以下「旅費条例」という。) <u>別表</u> 中市長、副市長 <u>教育長</u> 及び水道 事業管理者の例による。		
3 (略)	3 (略)	

○特別職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第18号) 新旧対照表 (第2条関係)

改正後		改正前		
(趣旨)		(趣旨)		
第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めるものとする。		第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めるものとする。		
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)		
(3) 教育長	<u>(3)</u> 教育長			
<u>(4)</u> (略)		(3) (略)		
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)		
区分	給料月額	区分	給料月額	
(略)		(略)		
副市長	820,000円	副市長	820,000円	
教育長	730,000円	(略)		
(略)				

○教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第19号) 新旧対照表 (第3条関係)

改正後	改正前
教育長の <u>勤務時間、休日、休暇等</u> に関する条例	教育長の <u>給与及び旅費等</u> に関する条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、藤井寺市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の <u>勤務時間、休日、休暇等</u> に関して必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条第2項の規定に 基づき、藤井寺市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の <u>給与、旅費及び勤</u> 務時間その他の勤務条件に関して必要な事項を定めるものとする。
	(給料)
	第2条 教育長に支給する給料の月額は、730,000円とする。
	第3条 教育長に給料のほか、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。
	2 前項に規定する通勤手当の額は市長の事務部局の職員の例により、同項に規定する 地域手当及び期末手当の額は特別職である者の例による。
	第4条 教育長に支給する旅費の額は、特別職である者に適用される旅費の額とする。
	第5条 給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び旅費の支給方法は、市長の事務部局 の職員の例による。

改正後	改正前	
(勤務時間、休日、休暇等)	(勤務時間その他の勤務条件)	
第2条 教育長の勤務時間、休日、休暇等については、一般職の職員の例による。	第6条 教育長の勤務時間 <u>その他の勤務条件</u> については、 <u>市長の事務部局</u> の職員の例に よる。	

○職員の旅費に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第23号) 新旧対照表 (第4条関係)

改正後	改正前
<u>目次</u>	
第1章 総則 (第1条―第7条の2)	
第2章 鉄道賃等の額(第8条―第16条の2)	
第3章 退職者、遺族等の旅費(第17条・第18条)	
第4章 雑則 (第19条・第20条)	
<u>附則</u>	
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、公務のため旅行する本市職員等に対し支給する旅費に関し <u>必要な事項</u> を定めるものとする。	第1条 この条例は、公務のため旅行する本市職員等に対し支給する旅費に関し、その 額及び支給方法を定めるものとする。
(鉄道賃)	(鉄道賃)
第8条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに 座席指定料金による。	第8条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに 座席指定料金による。
(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃	(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
ア 市長、副市長 <u>、教育長</u> 及び水道事業管理者の職務にある者については、1等の 運賃	ア 市長、副市長及び水道事業管理者の職務にある者については、1等の運賃
イ (略)	イ (略)
(2)・(3) (略)	(2) • (3) (略)

改正後

- (4) 市長、副市長、教育長及び水道事業管理者の職務にある者が第2号の規定に該 当する線路で旅行する場合において、旅行命令権者が特別車両料金を徴する客車に よる旅行を特に必要と認める場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急 行料金のほか、特別車両料金
- (5)(略)

2 • 3 (略)

(船賃)

- において「運賃」という。) による。
- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃 ア 市長、副市長、教育長及び水道事業管理者の職務にある者については、上級の 運賃

イ・ウ

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃 ア 市長、副市長、教育長及び水道事業管理者の職務にある者については、上級の 運賃

(略)

(3)(略)

別表 (第10条—第13条関係)

		日当	宿泊料	食卓料
区分	車賃	(1日につ	(1夜につ	(1夜につ
		き)	き)	き)
市長、副市長		円	円	円

改正前

- (4) 市長、副市長及び水道事業管理者の職務にある者が第2号の規定に該当する線 路で旅行する場合において、旅行命令権者が特別車両料金を徴する客車による旅行 を特に必要と認める場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金の ほか、特別車両料金
- (5) (略)

2 • 3 (略)

(船賃)

- **第9条** 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条 | **第9条** 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条 において「運賃」という。) による。
 - (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃 ア 市長、副市長及び水道事業管理者の職務にある者については、上級の運賃

イ・ウ (略)

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃 ア 市長、副市長及び水道事業管理者の職務にある者については、上級の運賃

(略)

(3) (略)

別表 (第10条—第13条関係)

		日当	宿泊料	食卓料
区分	車賃	(1目につ	(1夜につ	(1夜につ
		き)	き)	き)
市長、副市長		円	円	円

		改正後					改正前		
<u>、教育長</u> 及び 水道事業管理 者	実費	3, 000	12, 000	2,000	及び水道事業 管理者 (1927)	実費	3, 000	12, 000	2, 000
(略)					(略)				

○藤井寺市特別職報酬等審議会条例(昭和42年藤井寺市条例第26号) 新旧対照表 (第5条関係)

改正後	改正前
(所掌事項)	(所掌事項)
第2条 市長は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長 <u>、副市長及び教育長</u> の給料の額 (以下「報酬等の額」という。) に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。	第2条 市長は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長 <u>及び副市長</u> の給料の額(以下「報酬等の額」という。)に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。
(庶務)	(庶務)
第6条 審議会の庶務は、総務部 <u>人事課</u> において行う。	第6条 審議会の庶務は、総務部において行う。
(委任)	(委任)
第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が <u>審議</u> 会に諮って定める。	第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

○藤井寺市職員定数条例(昭和 5 5 年藤井寺市条例第 5 号) 新旧対照表 (第 6 条関係)

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、社会福祉法(昭和26年法律第45号)及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の関係規定に基づき、本市に常勤する職員で一般職に属するもの(以下「職員」という。)の定数を定めるものとする。	営に関する法律(昭和31年法律第162号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、 社会福祉法(昭和26年法律第45号)及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第

○藤井寺市職員の厚生制度に関する条例(平成18年藤井寺市条例第3号) 新旧対照表 (第7条関係)

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。	第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
	(4) 教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第19号)の適用 を受ける者
<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(5)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
(会費)	(会費)
第5条 厚生会は、 <u>厚生会規約に基づき</u> 職員から会費を徴収する。	第5条 厚生会は、職員から <u>各会の規定に基づき</u> 会費を徴収する。

議案第 7 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第17号) 新旧対照表

(費用弁償) 第4条 別表第1に規定する職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、職員の旅費に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第23号)別表中市長、副市長、教育長及び水道事業管理者の例に

改正後

 $2 \sim 4$ (略)

より旅費を支給する。

別表第1 (第2条、第4条関係)

区分		報酬額
教育委員会委員	月額	57,000円
(略)		
市民協働推進委員会委員	日額	9, 500円
指定管理者候補者選定委員会委員	日額	9, 500円
(略)		

改正前

(費用弁償)

第4条 別表第1に規定する職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、職員の旅費に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第23号)別表中市長、副市長及び水道事業管理者の例により旅費を支給する。

 $2 \sim 4$ (略)

別表第1 (第2条、第4条関係)

区分	報酬額	
教育委員会委員長	月額 7	70,000円
教育委員会委員(教育長である委員を除	月額	57,000円
⟨∘⟩		
(略)		
市民協働推進委員会委員	日額	9,500円
(略)		

改正後			改正前		
子ども・子育て会議委員	日額	9, 500円	子ども・子育て会議委員	日額	9,500円
児童福祉審議会委員	日額	9,500円			
(略)			(略)		
水道施設整備事業評価委員会委員	日額	9,500円	小中学校医(内科)	年額	228, 200円
小中学校医(内科)	年額	228, 200円		(複数の学校[園を兼務する小中学
	(複数の学校を	:兼務する小中学校		校医において	も同額とする。)そ
	医においても同	割額とする。) その		の担当する園具	児、児童又は生徒1
	 担当する児童又	には生徒1人につき		人につき426円	を加算
	426円を加算		小中学校医(歯科、眼科及び耳鼻科)	年額	228, 200円
小中学校医(歯科、眼科及び耳鼻科)	年額	228, 200円		(複数の学校[園を兼務する小中学
	(複数の学校を	*兼務する小中学校		校医において	も同額とする。)そ
	医においても同	割額とする。)その		の担当する園具	児・児童又は生徒1
	 担当する児童又	(は生徒1人につき		人につき98円を	·加算
	98円を加算		小中学校薬剤師	年額	153, 700円
小中学校薬剤師	年額	153, 700円		幼稚園につい	ては年額39,600円
八秋国民 (上孙)	for that	100.000		(藤井寺南幼	推園野中分園は藤井
幼稚園医(内科)	年額	100,000円		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	こ含めるものとす
		(園野中分園は藤井		る。)	
		含めるものとす			
	る。)				
幼稚園医 (歯科)	年額	50,000円			

改ī	E 後		改正前				
		推園野中分園は藤井 こ含めるものとす	(略)				
幼稚園薬剤師		39,600円 推園野中分園は藤井 こ含めるものとす					
(略)							
学校教科用図書選定委員会委員	日額	7,500円	学校教科用図書選定委員会委員 日額 7,500円				
市立学校いじめ問題専門委員会委員	日額	9, 500円					
(略)			(略)				

議案第 8 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号) 新旧対照表(平成27年5月1日施行) (第1条関係)

改正後	改正前
(初任給調整手当)	(初任給調整手当)
第12条の5 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員に対して、月額307,000円以内の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日(採用後規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。	第12条の5 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員に対して、月額306,000円以内の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日(採用後規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
(通勤手当)	(通勤手当)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) (略)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位 期間につき、それぞれ次に定める額

ア (略)

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) (略)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位 期間につき、それぞれ次に定める額

ア (略)

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員

改正後

改正前

4,200円

- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u>
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u>
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

4,100円

- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,300円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 13,700円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 16,100円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 18,500円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 20,900円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 21,800円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 22,700円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 23,600円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>24,500円</u>

		改正後	
(3)	(略)		(3
$3 \sim 7$	(略)		3 ~
(勤勉	边手当)		(‡
第25条	(略)		第25

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た 額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その 者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額 を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎 額に100分の75を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100分の35を乗じて得た額の総額

3 • 4 (略)

附則

 $1 \sim 14$ (略)

15 附則第12項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

16~19 (略)

(3) (略)

 $3 \sim 7$ (略)

(勤勉手当)

第25条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

改正前

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎 額に100分の67.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100分の32.5を乗じて得た額の総額

3 · 4 (略)

附則

 $1 \sim 14$ (略)

15 附則第12項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

16~19 (略)

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職	職務の								
員	等級								
0)		特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
区									
分									
	号給	給料月額							
再	1	414,100	367,500	322,100	290,700	263,500	224,600	187,700	137,600
任	2	416,600	370,100	324,400	293,000	265,600	226,500	189,500	138,700
用	3	419,100	372,700	326,700	295,300	267,600	228,400	191,300	139,900
以	4	421,600	375,300	329,000	297,600	269,700	230,200	193,100	141,000
外	5	423,500	377,500	331,300	299,700	271,700	231,900	194,700	142,100
の	6	425,800	380,000	333,400	302,000	273,800	233,800	196,500	143,200
職	7	428,000	382,500	335,600	304,300	275,900	235,700	198,300	144,300
員	8	430,200	385,000	337,800	306,600	278,000	237,500	200,100	145,400
	9	432,300	387,600	340,000	308,800	280,100	239,200	201,800	146,500
	10	434,400	390,300	342,200	311,100	282,200	241,100	203,600	147,900
	11	436,500	393,000	344,400	313,400	284,300	242,900	205,400	149,200
	12	438,700	395,700	346,600	315,700	286,400	244,800	207,200	150,500
	13	440,500	398,200	348,600	317,900	288,500	246,500	208,800	151,800
	14	442,400	400,500	350,700	320,100	290,600	248,400	210,700	153,300
	15	444,400	402,800	352,800	322,300	292,700	250,200	212,600	154,800
	16	446,400	405,200	354,900	324,500	294,800	252,000	214,500	156,400
	17	448,300	407,100	356,800	326,600	296,800	253,700	216,300	157,700
	18	450,100	409,100	358,800	328,700	298,900	255,700	218,200	159,200
	19	451,900	411,000	360,800	330,800	301,000	257,700	220,100	160,700

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

職員の区分	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	号給	給料月額							
再	1	413,000	366,200	320,600	289,200	261,900	222,900	185,800	135,600
任	2	415,500	368,800	322,900	291,500	264,000	224,800	187,600	136,700
用	3	418,000	371,400	325,200	293,800	266,000	226,700	189,400	137,900
以	4	420,500	374,000	327,500	296,100	268,100	228,500	191,200	139,000
外	5	422,400	376,300	329,800	298,200	270,200	230,200	192,800	140,100
0	6	424,700	378,800	331,900	300,500	272,300	232,100	194,600	141,200
職	7	426,900	381,300	334,100	302,800	274,400	234,000	196,400	142,300
員	8	429,100	383,800	336,300	305,100	276,500	235,800	198,200	143,400
	9	431,200	386,400	338,600	307,300	278,600	237,500	200,000	144,500
	10	433,300	389,100	340,800	309,600	280,700	239,400	201,800	145,900
	11	435,400	391,800	343,000	311,900	282,800	241,200	203,600	147,200
	12	437,600	394,500	345,200	314,200	284,900	243,100	205,400	148,500
	13	439,500	397,100	347,200	316,400	287,000	244,900	207,000	149,800
	14	441,400	399,400	349,300	318,600	289,100	246,800	208,900	151,300
	15	443,400	401,700	351,400	320,800	291,200	248,600	210,800	152,800
	16	445,400	404,100	353,500	323,000	293,300	250,400	212,700	154,400
	17	447,300	406,000	355,500	325,200	295,400	252,200	214,600	155,700
	18	449,100	408,000	357,500	327,300	297,500	254,200	216,500	157,200
	19	450,900	409,900	359,500	329,400	299,600	256,200	218,400	158,700

	1	l I		1	1	ı		1	1		1						1
700 258,200 220,300 160,2	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	20		162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	20
800 260,100 222,000 161,6	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	21		163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	21
900 262,000 223,900 164,3	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	22		166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	22
000 263,900 225,800 166,9	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	23		168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	23
100 265,700 227,700 169,5	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	24		171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	24
100 267,700 229,300 172,2	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	25		174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	25
200 269,600 231,100 173,9	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	26		175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	26
300 271,500 232,800 175,6	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	27		177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	27
400 273,400 234,600 177,3	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	28		179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	28
400 275,300 236,100 178,8	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	29		180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	29
500 277,200 237,600 180,6	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	30		182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	30
600 279,100 239,100 182,4	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	31		184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	31
700 281,000 240,600 184,2	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	32		186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	32
400 282,700 242,100 185,8	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	33		187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	33
400 284,600 243,600 187,3	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	34		189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	34
500 286,500 245,100 188,8	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	35		190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	35
600 288,400 246,700 190,3	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	36		192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	36
500 290,100 248,000 191,6	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	37		193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	37
500 291,900 249,600 192,9	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	38		194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	38
500 293,700 251,200 194,2	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	39		196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	39
500 295,500 252,800 195,5	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	40		197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	40
400 297,400 254,200 196,9	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	41		198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	41
300 299,100 255,600 198,2	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	42		200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000	42
200 300,800 257,000 199,5	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	43		201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800	43
100 302,500 258,400 200,8	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	44		202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400	44
600 304,200 259,700 202,0	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	45		203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200	45
100 305,900 261,100 203,3	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		46		205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400		46
600 307,600 262,500 204,6	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		47		206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100		47
100 309,300 263,900 205,9	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		48		207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900		48
100 309	309	356,100	376,100	403,500	446,600		48		1 1	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900		48

	1							 and the second second							
49	447,500	405,200	378,200	359,000	311,800	266,600	208,800	49	447,200	404,200	377,100	357,800	310,600	265,200	207,100
50	448,200	405,900	379,000	359,800	313,400	267,800	209,900	50	448,000	404,900	377,900	358,700	312,200	266,400	208,200
51	449,000	406,600	379,800	361,000	315,000	269,100	211,000	51	448,800	405,600	378,700	359,900	313,800	267,700	209,300
52	449,800	407,300	380,600	362,000	316,600	270,400	212,100	52	449,600	406,300	379,500	360,900	315,400	269,000	210,400
53	450,400	408,000	381,300	362,900	318,300	271,500	213,300	53	450,200	407,100	380,200	361,800	317,100	270,100	211,600
54	451,200	408,700	382,000	364,000	319,900	272,700	214,300	54	451,000	407,800	380,900	362,900	318,700	271,400	212,600
55	452,000	409,400	382,700	365,000	321,500	274,000	215,300	55	451,800	408,500	381,600	363,900	320,300	272,700	213,600
56	452,600	410,000	383,400	366,100	323,100	275,300	216,300	56	452,600	409,200	382,300	365,000	321,900	274,000	214,600
57	453,200	410,600	383,900	367,000	324,600	276,400	217,100	57	453,200	409,800	382,900	365,900	323,400	275,200	215,400
58	454,000	411,200	384,500	367,700	325,800	277,500	218,100	58	454,000	410,500	383,500	366,600	324,600	276,300	216,400
59	454,800	411,800	385,200	368,400	327,000	278,600	219,000	59	454,800	411,200	384,200	367,300	325,800	277,400	217,300
60	455,600	412,400	385,900	369,100	328,200	279,700	220,000	60	455,600	411,900	384,900	368,000	327,000	278,500	218,300
61	456,200	412,900	386,300	369,600	329,000	280,900	220,800	61	456,200	412,500	385,400	368,500	327,800	279,700	219,200
62		413,600	387,000	370,200	329,900	281,900	221,800	62		413,200	386,100	369,100	328,700	280,700	220,200
63		414,200	387,600	370,900	330,700	282,900	222,800	63		413,900	386,800	369,800	329,500	281,700	221,200
64		414,800	388,200	371,600	331,500	283,900	223,800	64		414,600	387,500	370,500	330,300	282,700	222,200
65		415,100	388,700	371,900	332,400	284,700	224,500	65		414,900	388,000	370,900	331,200	283,500	223,000
66		415,700	389,300	372,600	332,800	285,600	225,500	66		415,500	388,700	371,600	331,700	284,400	224,000
67		416,400	389,900	373,300	333,600	286,500	226,500	67		416,200	389,400	372,300	332,500	285,300	225,000
68		416,900	390,500	374,000	334,400	287,400	227,600	68		416,900	390,100	373,000	333,300	286,200	226,100
69		417,400	390,900	374,400	335,200	288,400	228,400	69		417,400	390,500	373,500	334,100	287,200	226,900
70		418,100	391,500	375,000	335,900	289,200	229,200	70		418,100	391,200	374,200	334,800	288,000	227,700
71		418,800	392,200	375,700	336,600	290,000	230,000	71		418,800	391,900	374,900	335,500	288,800	228,500
72		419,500	392,800	376,300	337,300	290,800	230,800	72		419,500	392,600	375,600	336,200	289,600	229,300
73		420,000	393,100	376,700	337,800	291,600	231,600	73		420,000	392,900	376,100	336,700	290,400	230,100
74		420,700	393,800	377,300	338,400	292,100	232,300	74		420,700	393,600	376,800	337,300	290,900	230,800
75		421,400	394,500	378,000	339,000	292,600	233,000	75		421,400	394,300	377,500	337,900	291,400	231,500
76		422,100	395,000	378,600	339,600	293,100	233,700	76		422,100	395,000	378,200	338,500	291,900	232,200
77		422,600	395,400	379,000	339,900	293,200	234,400	77		422,600	395,400	378,600	338,800	292,000	233,000

			1	1		1	1			1	1		1	1	1	1	- 1
	78	396,100	379,500	340,400	293,600	235,200		78				396,100	379,200	339,300	292,400	233,800	
	79	396,800	380,100	340,800	293,800	236,000		79				396,800	379,800	339,800	292,600	234,600	
	80	397,500	380,600	341,300	294,200	236,800		80				397,500	380,400	340,300	293,000	235,400	
	81	398,000	381,100	341,700	294,400	237,500		81				398,000	380,900	340,700	293,200	236,100	
	82	398,700	381,700	342,200	294,600	238,200		82				398,700	381,500	341,200	293,500	236,800	
	83	399,400	382,300	342,700	295,000	238,900		83				399,400	382,100	341,700	293,900	237,500	
	84	400,100	382,700	343,200	295,300	239,600		84				400,100	382,700	342,200	294,200	238,200	
	85	400,600	383,300	343,600	295,600	240,300		85				400,600	383,300	342,700	294,500	239,000	
	86	401,300	383,900	344,000	295,900	241,000		86				401,300	383,900	343,200	294,800	239,700	
	87	402,000	384,500	344,500	296,200	241,700		87				402,000	384,500	343,700	295,100	240,400	
	88	402,700	385,100	344,900	296,600	242,400		88				402,700	385,100	344,200	295,500	241,100	
	89	403,200	385,800	345,200	296,900	243,100		89				403,200	385,800	344,600	295,800	241,900	
	90	403,900	386,400	345,600	297,300	243,600		90				403,900	386,400	345,100	296,200	242,400	
	91	404,600	387,000	346,100	297,700	244,100		91				404,600	387,000	345,600	296,600	242,900	
	92	405,300	387,600	346,500	298,100	244,600		92				405,300	387,600	346,100	297,000	243,400	
	93	405,800	388,300	346,700	298,200	244,900		93				405,800	388,300	346,300	297,100	243,700	
	94	406,500	388,900	347,100	298,500			94				406,500	388,900	346,800	297,500		
	95	407,200	389,500	347,600	298,900			95				407,200	389,500	347,300	297,900		
	96	407,900	390,100	348,000	299,300			96				407,900	390,100	347,800	298,300		
	97	408,400	390,800	348,100	299,500			97				408,400	390,800	347,900	298,500		
	98		391,400	348,600	299,800			98					391,400	348,400	298,900		
	99		392,000	349,100	300,200			99					392,000	348,900	299,300		
	100		392,600	349,400	300,600			100					392,600	349,400	299,700		
	101		393,300	349,700	300,800			101					393,300	349,700	299,900		
	102		393,900	350,100	301,100			102					393,900	350,100	300,300		
	103		394,500	350,500	301,500			103					394,500	350,500	300,700		
	104		395,100	350,900	301,800			104					395,100	350,900	301,100		
	105		395,800	351,400	302,000			105					395,800	351,400	301,300		
	106			351,800	302,300			106						351,800	301,600		
·					·	_	39	_	·	·	·		·			·	-

		_	_					_	
	107						352,200	302,700	
	108						352,600	303,000	
	109						353,100	303,200	
	110						353,500	303,600	
	111						353,900	304,000	
	112						354,200	304,300	
	113						354,700	304,400	
	114						355,100	304,700	
	115						355,500	305,000	
	116						355,800	305,400	
	117						356,300	305,600	
	118						356,700	305,800	
	119						357,100	306,100	
	120						357,400	306,400	
	121						357,900	306,800	
	122						358,300	307,000	
	123						358,700	307,300	
	124						359,000	307,600	
	125						359,500	308,000	
再									
任									
用		395,400	361,600	319,100	293,200	277,800	257,600	213,400	185,800
職									
員									
/	£ > a	上上	小の公坐	主の済	田力四川	ナンハムフ	の殴り	- 海田十	7

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。 ただし、第28条に規定する職員を除く。

1	1			ı			Ì		
	107						352,200	302,000	
	108						352,600	302,400	
	109						353,100	302,600	
	110						353,500	303,000	
	111						353,900	303,400	
	112						354,200	303,700	
	113						354,700	303,800	
	114						355,100	304,200	
	115						355,500	304,600	
	116						355,800	305,000	
	117						356,300	305,200	
	118						356,700	305,500	
	119						357,100	305,800	
	120						357,400	306,100	
	121						357,900	306,500	
	122						358,300	306,800	
	123						358,700	307,100	
	124						359,000	307,400	
	125						359,500	307,800	
再									
任									
用		395,400	361,600	319,100	293,200	277,800	257,600	213,400	185,800
職									
員									

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。 ただし、第28条に規定する職員を除く。

別表第2(第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の 等級	1等級	2等級	3等級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再	1	468,600	392,600	240,100
任	2	470,900	395,500	242,600
用	3	473,200	398,400	245,100
以	4	475,500	401,300	247,600
外	5	477,800	404,000	249,900
の	6	480,000	406,800	253,700
職	7	482,200	409,600	257,500
員	8	484,400	412,400	261,300
	9	486,500	415,000	264,900
	10	488,600	417,700	268,900
	11	490,700	420,400	272,900
	12	492,800	423,100	276,900
	13	494,900	425,600	280,700
	14	497,000	428,100	284,700
	15	499,100	430,500	288,700
	16	501,200	433,000	292,700
	17	503,300	435,200	296,500
	18	505,300	437,600	300,100
	19	507,300	440,000	303,700
	20	509,300	442,400	307,300

別表第2 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の等級	1等級	2等級	3等級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再	1	467,100	390,600	237,700
任	2	469,400	393,500	240,200
用	3	471,700	396,400	242,700
以	4	474,000	399,300	245,200
外	5	476,300	402,000	247,600
の	6	478,500	404,800	251,400
職	7	480,700	407,600	255,200
員	8	482,900	410,400	259,000
	9	485,200	413,000	262,600
	10	487,300	415,700	266,600
	11	489,400	418,400	270,600
	12	491,500	421,100	274,600
	13	493,600	423,600	278,500
	14	495,700	426,100	282,500
	15	497,800	428,600	286,500
	16	499,900	431,100	290,500
	17	502,000	433,400	294,300
	18	504,000	435,800	297,900
	19	506,000	438,200	301,500
	20	508,000	440,600	305,100

21	511,100	444,500	311,000	21	509,800	442,900	308,800
22	512,900	446,900	314,800	22	511,700	445,300	312,600
23	514,800	449,300	318,500	23	513,600	447,700	316,300
24	516,700	451,600	322,200	24	515,500	450,100	320,000
25	518,400	453,800	325,800	25	517,200	452,400	323,600
26	520,200	456,100	328,600	26	519,000	454,700	326,500
27	522,000	458,400	331,400	27	520,800	457,000	329,300
28	523,800	460,700	334,200	28	522,600	459,300	332,100
29	525,700	462,900	337,800	29	524,500	461,500	335,600
30	527,500	465,200	341,100	30	526,300	463,800	338,900
31	529,300	467,500	344,400	31	528,100	466,100	342,200
32	531,100	469,800	347,700	32	529,900	468,400	345,500
33	532,700	471,800	350,700	33	531,700	470,500	348,600
34	534,500	473,900	353,900	34	533,500	472,600	351,800
35	536,200	476,000	357,100	35	535,300	474,700	355,000
36	538,000	478,100	360,300	36	537,100	476,800	358,200
37	539,600	480,200	363,400	37	538,800	478,900	361,300
38	541,200	482,000	367,100	38	540,400	480,700	365,000
39	542,600	483,800	370,700	39	542,000	482,500	368,700
40	544,200	485,600	374,400	40	543,600	484,300	372,400
41	545,700	487,300	378,000	41	545,200	486,000	376,000
42	547,100	489,100	380,700	42	546,600	487,800	378,800
43	548,500	490,900	383,500	43	548,000	489,600	381,600
44	549,800	492,700	386,300	44	549,400	491,400	384,400
45	551,000	494,300	389,200	45	550,600	493,000	387,300
46	552,000	496,000	391,800	46	551,600	494,800	389,900
47	553,000	497,800	394,400	47	552,600	496,600	392,500
48	554,000	499,600	397,000	48	553,600	498,400	395,100
49	555,000	501,200	399,400	49	554,700	500,000	397,500

50	555,900	502,500	401,700		50	555,600	501,300	399,800
51	556,800	503,800	404,000		51	556,500	502,600	402,100
52	557,700	505,100	406,300		52	557,400	503,900	404,400
53	558,500	506,400	408,700		53	558,300	505,200	406,800
54	559,400	507,700	410,800		54	559,200	506,500	408,900
55	560,300	509,000	412,800		55	560,100	507,800	411,000
56	561,200	510,300	414,900		56	561,000	509,100	413,100
57	562,100	511,300	417,000		57	561,900	510,300	415,300
58	563,000	512,100	419,000		58	562,800	511,200	417,300
59	563,900	512,900	421,000		59	563,700	512,100	419,300
60	564,600	513,700	423,000		60	564,600	513,000	421,300
61	565,500	514,600	425,100		61	565,500	513,900	423,400
62	566,400	515,400	427,100		62	566,400	514,800	425,400
63	567,300	516,300	429,100		63	567,300	515,700	427,400
64	568,200	517,100	431,100		64	568,200	516,600	429,400
65	569,100	518,000	433,100		65	569,100	517,500	431,500
66		518,900	434,900		66		518,400	433,300
67		519,600	436,700		67		519,300	435,100
68		520,500	438,500		68		520,200	436,900
69		521,400	440,400		69		521,100	438,800
70		522,200	442,200		70		522,000	440,600
71		523,100	444,000		71		522,900	442,400
72		524,000	445,800		72		523,800	444,200
73		524,800	447,600		73		524,600	446,100
74		525,700	449,300		74		525,500	447,900
75		526,600	451,100		75		526,400	449,700
76		527,300	452,900		76		527,300	451,500
77		528,100	454,800		77		528,100	453,400
78		529,000	456,000		78		529,000	454,600
 ·		·	·	- 43 -	·	, i	·	·

79	529,900	457,200		79	529,900	455,800	
80	530,800	458,400		80	530,800	457,000	
81	531,600	459,600		81	531,600	458,200	
82	532,500	460,600		82	532,500	459,200	
83	533,400	461,600		83	533,400	460,200	
84	534,300	462,600		84	534,300	461,200	
85	535,100	463,400		85	535,100	462,100	
86	536,000	464,100		86	536,000	462,800	
87	536,900	464,800		87	536,900	463,500	
88	537,800	465,500		88	537,800	464,200	
89	538,600	466,200		89	538,600	464,900	
90		466,900		90		465,600	
91		467,600		91		466,300	
92		468,300		92		467,000	
93		468,800		93		467,500	
94		469,500		94		468,200	
95		470,200		95		468,900	
96		470,900		96		469,600	
97		471,300		97		470,100	
98		471,900		98		470,800	
99		472,600		99		471,500	
100		473,300		100		472,200	
101		473,700		101		472,700	
102		474,300		102		473,300	
103		474,900		103		473,900	
104		475,400		104		474,500	
105		476,000		105		475,100	
106		476,500		106		475,700	
107		477,000		107		476,300	
			- 44 -	-			

I 1	1	1		
	108			477,500
	109			477,900
	110			478,500
	111			478,900
	112			479,400
	113			479,900
	114			480,500
	115			481,100
	116			481,500
	117			482,000
	118			482,600
	119			483,200
	120			483,800
	121			484,300
再任				
用職		463,700	390,600	336,200
員				
ļ <u>L</u>				

備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適 用する。

	110 111			478,000 478,600
	112			479,200
	113			479,700
	114			480,300
	115			480,900
	116			481,500
	117			482,000
	118			482,600
	119			483,200
	120			483,800
	121			484,300
再任				
用職		463,700	390,600	336,200
員				

備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適 用する。

イ 医療職給料表(2)

	戠	II4/: 3/4 €				
į	₫	職務の				
0	り	等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
	<u>X</u>					
5	分	号給 \				
		ケ和	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
Ē	耳	1	330,200	269,200	215,500	147,800
任	£	2	332,300	271,100	217,100	149,600
F	刊	3	334,500	273,000	218,700	151,300
Ĩ	以	4	336,700	274,900	220,300	153,000
5	*	5	338,800	276,700	221,900	154,700
0	り	6	341,000	278,600	223,600	156,400
耵	戠	7	343,200	280,500	225,300	158,100
į	Ę	8	345,400	282,400	227,000	159,900
		9	347,400	284,300	228,600	161,400
		10	349,600	286,200	230,400	163,300
		11	351,800	288,100	232,100	165,300
		12	354,000	290,000	233,800	167,200
		13	355,700	292,000	235,600	169,100
		14	357,700	293,900	237,200	171,000
		15	359,700	295,800	238,800	172,800
		16	361,700	297,700	240,400	174,700
		17	363,700	299,500	241,800	180,300
		18	365,800	301,300	243,400	181,900

イ 医療職給料表(2)

職	職務の				
員の	等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
区		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• 122	, ,,,,,
分	号給 \				
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再	1	328,700	267,700	213,600	145,700
任	2	330,800	269,600	215,200	147,500
用	3	333,000	271,500	216,800	149,200
以	4	335,200	273,400	218,400	150,900
外	5	337,400	275,200	220,000	152,600
の	6	339,600	277,100	221,700	154,300
職	7	341,800	279,000	223,400	156,000
員	8	344,000	280,900	225,100	157,800
	9	346,000	282,900	226,800	159,300
	10	348,200	284,800	228,600	161,200
	11	350,400	286,700	230,400	163,200
	12	352,600	288,600	232,100	165,100
	13	354,400	290,600	233,900	167,000
	14	356,400	292,500	235,500	168,900
	15	358,400	294,400	237,100	170,800
	16	360,400	296,300	238,700	172,700
	17	362,400	298,100	240,100	178,200
	18	364,500	299,900	241,700	179,800

20 369,900 304,900 246,500 185,100 21 370,500 305,200 244,800 185,000 22 373,800 309,900 249,500 189,500 22 372,600 309,900 249,500 189,500 22 372,600 309,900 249,500 189,300 24 376,800 311,600 252,500 191,300 25 376,800 310,300 250,900 189,300 25 376,800 311,500 255,600 194,500 25 376,800 312,000 25,400 190,900 25 378,300 313,400 257,300 196,000 27 381,900 315,000 257,300 196,000 27 381,900 318,500 257,300 196,200 27 381,900 318,500 257,300 196,200 27 381,900 318,500 257,300 196,200 28 384,900 319,700 260,700 199,500 28 383,700 319,700 260,700 199,500 29 385,500 318,500 257,500 196,000 29 385,500 318,500 257,500 196,000 29 385,500 318,500 257,500 196,000 30 388,200 322,700 264,300 202,700 31 388,900 322,700 264,300 202,700 31 388,700 324,000 264,600 202,400 32 391,600 324,300 267,500 204,500 32 391,600 324,300 267,500 204,500 32 391,500 328,400 271,500 209,500 34 393,200 327,000 271,200 209,200 36 396,500 328,400 271,200 209,200 36 396,500 328,400 271,200 209,200 36 396,500 329,600 327,600 209,200 36 396,500 329,600 327,600 212,400 37 399,000 338,600 274,600 212,400 37 399,000 338,000 276,500 212,400 37 399,000 338,000 276,500 212,400 37 399,000 338,000 276,500 212,400 37 399,000 338,000 276,500 212,400 37 399,000 334,000 276,500 212,400 37 399,000 334,000 276,600 212,400 37 399,000 334,000 276,600 212,600 41 401,200 338,900 226,800 278,300 216,600 42 403,000 341,700 281,4		19	367,800	303,100	244,900	183,500			19	366,500	301,700	243,200	181,400
21 371,700 306,500 248,000 186,600 21 370,500 305,200 246,300 184,500 22 373,800 308,200 249,500 188,200 22 372,600 306,900 247,900 186,100 23 375,900 309,900 255,000 189,800 24 376,800 310,300 250,900 189,300 25 379,500 313,400 255,500 194,600 26 380,100 315,800 255,400 199,900 26 381,300 315,100 255,600 194,600 26 380,100 313,800 254,100 192,600 27 383,100 316,800 257,900 197,900 28 383,700 317,200 255,800 194,800 29 386,700 319,700 260,700 199,500 29 385,500 318,500 259,900 197,600 30 388,200 321,200 262,500 201,100 30 387,000 320,000 261,000 199,200 31 389,900 322,700 264,300 202,700 31 388,700 321,500 264,800 202,700 32 390,400 324,600 266,100 204,300 32 390,400 324,600 266,100 204,300 32 390,400 328,400 277,200 267,900 275,000 36 395,800 327,000 267,900 207,500 36 395,800 328,400 271,200 209,200 36 395,800 327,000 267,900 207,400 36 395,800 331,800 327,000 274,900 212,400 37 389,000 332,970 273,000 212,400 37 389,000 332,970 273,000 212,400 37 389,000 331,800 274,500 212,400 37 389,000 331,800 274,500 212,400 37 389,000 331,800 274,500 212,400 37 389,000 331,800 274,500 212,400 37 389,000 331,800 274,500 212,400 38 389,100 331,800 274,500 212,400 38 389,100 331,800 274,500 212,400 38 389,100 331,800 274,500 212,400 37 389,000 331,800 274,500 212,400 38 389,100 331,800 274,500 212,400 38 389,100 331,800 274,500 212,400 38 389,100 331,800 274,500 212,400 38 389,200 331,800 274,500 212,400 38 389,200 331,800 274,500 212,400 38 389,200 331,800 274,500 212,400 38 389,200 331,800 274,500 212,400 38 389,200 331,800 274,500 212,400 38 389,200 331,800 274,500 221,800													
22 373,800 308,200 249,500 188,200 22 372,600 306,900 247,900 186,100 23 375,900 309,900 251,000 189,800 24 376,800 311,600 252,500 191,300 25 379,500 313,400 253,500 194,600 26 380,100 313,800 254,100 199,900 26 381,300 315,000 255,500 194,600 26 380,100 313,800 254,100 199,600 27 383,100 316,800 257,300 197,900 28 384,900 319,700 260,700 199,500 29 385,500 318,500 255,200 197,600 30 388,200 321,200 262,500 201,100 30 388,000 321,300 324,300 266,100 204,300 32 391,600 324,300 325,800 267,600 207,500 34 394,300 332,100 266,600 207,500 36 395,600 325,900 327,000 207,000 36 395,800 327,000 267,900 207,400 36 396,900 327,000 273,000 210,900 36 395,800 328,600 271,500 207,400 36 396,900 322,000 271,500 273,000 210,900 36 395,800 328,600 271,500 271,000 209,200 36 395,800 328,600 271,500 207,400 36 396,900 329,000 273,000 210,900 36 395,800 338,800 274,600 212,400 37 396,900 331,800 274,800 212,400 37 398,000 331,800 276,300 214,000 38 399,200 331,800 276,300 214,000 38 399,200 331,800 276,300 214,000 38 399,200 331,800 276,300 214,000 38 399,200 331,800 276,300 214,000 38 399,200 331,800 276,300 216,000 39 399,200 331,700 288,400 217,000 40 400,400 332,800 271,500 215,600 41 401,200 340,300 341,900 281,400 281,			-		•	•					-		
23 375,900 309,900 251,000 189,800 24 376,800 310,300 250,900 189,300 25 379,500 311,600 252,500 191,300 25 379,500 313,400 253,900 192,900 26 380,300 315,100 255,600 194,600 26 380,100 313,800 254,100 192,600 27 381,900 316,500 255,800 194,300 28 384,900 318,500 259,000 197,900 28 383,700 317,200 257,500 196,000 29 386,700 319,700 260,700 199,500 29 385,500 318,500 257,500 190,000 30 388,200 321,200 262,500 201,100 30 388,200 321,200 262,500 201,100 31 389,900 322,700 264,300 202,700 31 389,900 325,800 267,600 205,800 33 391,800 325,800 267,600 205,800 33 391,900 325,800 327,000 209,200 35 394,500 328,400 271,200 209,200 36 396,900 328,400 271,200 209,200 36 396,900 328,400 274,600 212,400 37 399,000 330,800 274,600 212,400 37 399,000 330,800 274,600 212,400 37 399,000 331,800 327,000 273,000 210,900 36 395,800 328,500 271,500 209,200 37 399,000 330,800 274,600 212,400 37 399,000 331,800 274,600 212,400 37 399,000 331,800 274,600 212,400 37 399,000 331,800 274,600 212,400 37 399,000 331,800 274,600 212,400 37 399,000 331,800 276,500 212,400 37 399,000 331,800 276,500 212,400 37 399,000 331,800 276,500 212,400 37 399,000 331,800 276,500 212,400 37 399,000 331,800 276,500 212,400 37 399,000 331,800 276,500 212,400 37 399,000 331,800 276,500 212,400 38 399,000 331,800 276,500 212,400 37 399,000 331,800 276,500 212,400 38 399,000 331,800 276,500 212,400 38 399,000 331,800 276,500 212,400 38 399,000 331,800 276,500 212,400 38 399,000 331,800 276,500 213,800 210,600 213,800 210,600 213,800 210,600 213,800 210,600 213,800 210,600 210,600 210,600 210,600 210,600 210,600 210,													
24 378,000 311,600 252,500 191,300 24 376,800 310,300 250,900 189,300 25 379,500 313,400 253,900 192,900 25 378,300 312,100 252,400 190,900 26 381,300 316,000 257,300 196,000 27 381,900 315,500 255,800 194,300 28 384,900 318,500 259,000 197,900 28 383,700 316,500 255,800 194,300 29 386,700 319,700 260,700 199,500 29 385,500 318,500 259,000 197,600 30 388,200 321,200 262,500 201,100 30 387,000 320,000 261,000 199,200 31 389,900 322,700 264,300 202,700 31 388,700 321,500 262,800 200,800 32 391,600 324,300 266,000 204,300 32 390,400 323,100 264,600													
25													
26													
27 383,100 316,800 257,300 196,200 27 381,900 315,500 255,800 194,300 28 384,900 318,500 259,000 197,900 28 383,700 317,200 257,500 196,000 29 386,700 319,700 260,700 199,500 29 385,500 318,500 259,200 197,600 30 388,200 321,200 262,500 201,100 30 387,000 320,000 261,000 199,200 31 389,900 322,700 264,300 202,700 31 388,700 321,500 262,800 206,800 32 391,600 324,300 266,600 204,300 32 390,400 323,100 264,600 202,400 33 391,900 324,300 327,100 269,400 207,500 34 394,300 327,100 269,400 207,500 35 394,500 327,200 269,700 207,700 35 395,600 328,400 271,200 209,200 35 394,500 327,200 269,700 207,400 36 396,900 329,700 273,000 210,900 36 395,800 328,500 271,500 209,100 37 398,000 338,000 274,600 212,400 37 396,900 339,800 331,800 276,300 214,000 38 399,200 331,700 276,600 212,200 39 400,300 332,900 278,000 215,600 39 399,200 331,700 276,600 213,800 40 401,500 334,000 279,700 217,000 40 400,400 332,800 278,300 215,400 41 402,300 344,300 283,400 221,900 42 403,000 341,300 283,400 221,900 43 402,800 342,500 283,400 220,200 44 404,700 345,500 286,500 223,500 45 404,100 346,100 286,500 223,400 46 405,800 349,300 288,200 225,100 46 405,800 349,300 288,200 225,100 46 405,800 349,300 288,200 225,100 46 405,800 349,900 290,200 226,800 226,800 47 406,500 349,900 290,200 226,800 226,			-										
29 386,700 319,700 260,700 199,500 29 385,500 318,500 259,200 197,600 30 388,200 321,200 262,500 201,100 30 387,000 320,000 261,000 199,200 31 389,900 322,700 264,300 202,700 31 388,700 321,500 262,800 200,800 32 391,600 324,300 266,100 204,300 32 390,400 323,100 264,600 202,400 33 391,900 324,600 266,100 204,000 34 394,300 327,100 269,400 207,500 34 393,200 325,900 267,900 205,700 35 395,600 328,400 271,200 209,200 35 394,500 327,200 269,700 207,400 36 396,900 329,700 273,000 210,900 36 395,800 328,500 271,500 209,100 37 398,000 331,800 274,600 212,400 38 399,200 331,800 276,600 212,400 38 399,200 331,800 276,600 212,200 39 399,200 331,700 276,600 212,200 40 401,500 334,000 281,400 218,700 41 402,300 340,700 281,400 220,300 42 403,100 341,900 283,100 220,300 42 402,000 340,700 281,700 218,600 43 403,900 343,700 284,800 221,900 43 403,600 344,300 285,100 220,200 44 404,700 345,500 286,500 223,500 45 404,100 346,100 286,800 223,400 46 405,800 349,900 289,900 226,800 46 404,800 349,900 290,200 226,800 46 404,800 349,900 290,200 226,800 47 406,500 349,900 290,200 226,800 47 406,500 349,900 290,200 226,800 47 406,500 349,900 290,200 226,800 47 406,500 349,900 290,200 226,800 228,500 228,													
30 388,200 321,200 262,500 201,100 30 387,000 320,000 261,000 199,200 31		28	384,900	318,500	259,000	197,900			28	383,700	317,200	257,500	196,000
31 389,900 322,700 264,300 202,700 31 388,700 321,500 262,800 200,800 32 391,600 324,300 266,100 204,300 32 390,400 323,100 264,600 202,400 33 393,000 325,800 267,600 205,800 34 391,900 324,600 266,100 204,000 34 394,300 327,100 269,400 207,500 34 393,200 325,900 267,900 205,700 35 395,600 328,400 271,200 209,200 35 394,500 327,200 269,700 207,400 36 396,900 329,700 273,000 210,900 36 395,800 328,500 271,500 209,100 37 398,000 331,800 276,300 214,000 37 396,900 329,600 273,200 210,600 38 399,200 331,800 276,300 214,000 38 398,100 330,600 274,900 212,200 39 400,300 334,000 279,700 217,000		29	386,700	319,700	260,700	199,500			29	385,500	318,500	259,200	197,600
32 391,600 324,300 266,100 204,300 32 390,400 323,100 264,600 202,400 33 393,000 325,800 267,600 205,800 33 391,900 324,600 266,100 204,000 34 394,300 327,100 269,400 207,500 34 393,200 325,900 267,900 205,700 35 395,600 328,400 271,200 209,200 35 394,500 327,200 269,700 207,400 36 396,900 329,700 273,000 210,900 36 395,800 328,500 271,500 209,100 37 398,000 331,800 276,300 214,000 37 396,900 329,600 273,200 210,600 38 399,200 331,800 276,300 215,600 39 399,200 331,700 276,600 213,800 40 401,500 334,000 279,700 217,000 40 400,400 332,800 278,300 215,400 41 402,300 341,900 283,100 220,300		30	388,200	321,200	262,500	201,100			30	387,000	320,000	261,000	199,200
33 393,000 325,800 267,600 205,800 33 391,900 324,600 266,100 204,000 34 394,300 327,100 269,400 207,500 34 393,200 325,900 267,900 205,700 35 395,600 328,400 271,200 209,200 35 394,500 327,200 269,700 207,400 36 396,900 329,700 273,000 210,900 36 395,800 328,500 271,500 209,100 37 398,000 330,800 274,600 212,400 37 396,900 329,600 273,200 210,600 38 399,200 331,800 276,300 214,000 38 398,100 330,600 274,900 212,200 39 400,300 332,900 278,000 215,600 39 399,200 331,700 276,600 213,800 40 401,500 334,000 279,700 217,000 40 400,400 332,800 278,300 215,400 41 402,300 341,900 283,100 220,300		31	389,900	322,700	264,300	202,700			31	388,700	321,500	262,800	200,800
34 394,300 327,100 269,400 207,500 34 393,200 325,900 267,900 205,700 35 395,600 328,400 271,200 209,200 35 394,500 327,200 269,700 207,400 36 396,900 329,700 273,000 210,900 36 395,800 328,500 271,500 209,100 37 398,000 330,800 274,600 212,400 37 396,900 329,600 273,200 210,600 38 399,200 331,800 276,300 214,000 38 398,100 330,600 274,900 212,200 39 400,300 332,900 278,000 215,600 39 399,200 331,700 276,600 213,800 40 401,500 340,100 281,400 218,700 40 40,400 332,800 278,300 215,400 41 402,300 340,100 281,400 218,700 41 401,200 338,900 280,000 217,000 42 403,100 341,900 284,800 221,900		32	391,600	324,300	266,100	204,300			32	390,400	323,100	264,600	202,400
35 395,600 328,400 271,200 209,200 36 395,800 327,200 269,700 207,400 36 396,900 329,700 273,000 210,900 37 398,000 330,800 274,600 212,400 37 396,900 329,600 273,200 210,600 38 399,200 331,800 276,300 214,000 38 399,200 331,800 276,300 215,600 39 399,200 331,700 276,600 213,800 40 401,500 334,000 279,700 217,000 40 400,400 332,800 278,300 215,400 41 402,300 340,100 281,400 218,700 41 401,200 338,900 280,000 217,000 42 403,100 341,900 283,100 220,300 42 402,000 340,700 281,700 218,600 43 403,900 343,700 284,800 221,900 43 402,800 342,500 283,400 220,200 44 404,700 345,500 286,500 223,500 44 403,600 344,300 285,100 223,400 46 405,800 349,200 289,900 226,800 46 404,800 348,000 288,500 225,100 47 406,500 351,100 291,600 228,500 47 405,500 349,900 290,200 226,800		33	393,000	325,800	267,600	205,800			33	391,900	324,600	266,100	204,000
36 396,900 329,700 273,000 210,900 36 395,800 328,500 271,500 209,100 37 398,000 330,800 274,600 212,400 37 396,900 329,600 273,200 210,600 38 399,200 331,800 276,300 214,000 38 398,100 330,600 274,900 212,200 39 400,300 332,900 278,000 215,600 39 399,200 331,700 276,600 213,800 40 401,500 334,000 279,700 217,000 40 400,400 332,800 278,300 215,400 41 402,300 340,100 281,400 218,700 41 401,200 338,900 280,000 217,000 42 403,100 341,900 283,100 220,300 42 402,000 340,700 281,700 218,600 43 403,900 345,500 286,500 223,500 43 402,800 342,500 283,400 220,200 44 405,100 347,300 288,200 225,100		34	394,300	327,100	269,400	207,500			34	393,200	325,900	267,900	205,700
37 398,000 330,800 274,600 212,400 37 396,900 329,600 273,200 210,600 38 399,200 331,800 276,300 214,000 38 398,100 330,600 274,900 212,200 39 400,300 332,900 278,000 215,600 39 399,200 331,700 276,600 213,800 40 401,500 334,000 279,700 217,000 40 400,400 332,800 278,300 215,400 41 402,300 340,100 281,400 218,700 41 401,200 338,900 280,000 217,000 42 403,100 341,900 283,100 220,300 42 402,000 340,700 281,700 218,600 43 403,900 345,500 286,500 223,500 43 402,800 342,500 283,400 220,200 44 404,700 345,500 286,500 223,500 44 403,600 344,300 285,100 221,800 45 405,800 349,200 289,900 226,800		35	395,600	328,400	271,200	209,200			35	394,500	327,200	269,700	207,400
38 399,200 331,800 276,300 214,000 38 398,100 330,600 274,900 212,200 39 400,300 332,900 278,000 215,600 39 399,200 331,700 276,600 213,800 40 401,500 334,000 279,700 217,000 40 400,400 332,800 278,300 215,400 41 402,300 340,100 281,400 218,700 41 401,200 338,900 280,000 217,000 42 403,100 341,900 283,100 220,300 42 402,000 340,700 281,700 218,600 43 403,900 343,700 284,800 221,900 43 402,800 342,500 283,400 220,200 44 404,700 345,500 286,500 223,500 44 403,600 344,300 285,100 221,800 45 405,100 347,300 289,900 226,800 46 404,800 348,000 288,500 223,400 46 405,800 351,100 291,600 228,500		36	396,900	329,700	273,000	210,900			36	395,800	328,500	271,500	209,100
39 400,300 332,900 278,000 215,600 40 401,500 334,000 279,700 217,000 41 402,300 340,100 281,400 218,700 42 403,100 341,900 283,100 220,300 43 403,900 343,700 284,800 221,900 44 404,700 345,500 286,500 223,500 45 405,100 347,300 288,200 225,100 46 405,800 349,200 289,900 226,800 47 406,500 351,100 291,600 228,500		37	398,000	330,800	274,600	212,400			37	396,900	329,600	273,200	210,600
40 401,500 334,000 279,700 217,000 40 400,400 332,800 278,300 215,400 41 402,300 340,100 281,400 218,700 41 401,200 338,900 280,000 217,000 42 403,100 341,900 283,100 220,300 42 402,000 340,700 281,700 218,600 43 403,900 343,700 284,800 221,900 43 402,800 342,500 283,400 220,200 44 404,700 345,500 286,500 223,500 44 403,600 344,300 285,100 221,800 45 405,100 347,300 288,200 225,100 45 404,100 346,100 286,800 223,400 46 405,800 349,200 289,900 226,800 46 404,800 349,000 288,500 225,100 47 406,500 351,100 291,600 228,500 47 405,500 349,900 290,200 226,800		38	399,200	331,800	276,300	214,000			38	398,100	330,600	274,900	212,200
41 402,300 340,100 281,400 218,700 41 401,200 338,900 280,000 217,000 42 403,100 341,900 283,100 220,300 42 402,000 340,700 281,700 218,600 43 403,900 343,700 284,800 221,900 43 402,800 342,500 283,400 220,200 44 404,700 345,500 286,500 223,500 44 403,600 344,300 285,100 221,800 45 405,100 347,300 288,200 225,100 45 404,100 346,100 286,800 223,400 46 405,800 349,200 289,900 226,800 46 404,800 348,000 288,500 225,100 47 406,500 351,100 291,600 228,500 47 405,500 349,900 290,200 226,800	İ	39	400,300	332,900	278,000	215,600			39	399,200	331,700	276,600	213,800
42 403,100 341,900 283,100 220,300 42 402,000 340,700 281,700 218,600 43 403,900 343,700 284,800 221,900 43 402,800 342,500 283,400 220,200 44 404,700 345,500 286,500 223,500 44 403,600 344,300 285,100 221,800 45 405,100 347,300 288,200 225,100 45 404,100 346,100 286,800 223,400 46 405,800 349,200 289,900 226,800 46 404,800 348,000 288,500 225,100 47 406,500 351,100 291,600 228,500 47 405,500 349,900 290,200 226,800		40	401,500	334,000	279,700	217,000			40	400,400	332,800	278,300	215,400
43 403,900 343,700 284,800 221,900 43 402,800 342,500 283,400 220,200 44 404,700 345,500 286,500 223,500 44 403,600 344,300 285,100 221,800 45 405,100 347,300 288,200 225,100 45 404,100 346,100 286,800 223,400 46 405,800 349,200 289,900 226,800 46 404,800 348,000 288,500 225,100 47 406,500 351,100 291,600 228,500 47 405,500 349,900 290,200 226,800		41	402,300	340,100	281,400	218,700			41	401,200	338,900	280,000	217,000
44 404,700 345,500 286,500 223,500 44 403,600 344,300 285,100 221,800 45 405,100 347,300 288,200 225,100 45 404,100 346,100 286,800 223,400 46 405,800 349,200 289,900 226,800 46 404,800 348,000 288,500 225,100 47 406,500 351,100 291,600 228,500 47 405,500 349,900 290,200 226,800		42	403,100	341,900	283,100	220,300			42	402,000	340,700	281,700	218,600
45 405,100 347,300 288,200 225,100 45 404,100 346,100 286,800 223,400 46 405,800 349,200 289,900 226,800 46 404,800 348,000 288,500 225,100 47 405,500 349,900 290,200 226,800		43	403,900	343,700	284,800	221,900			43	402,800	342,500	283,400	220,200
46 405,800 349,200 289,900 226,800 47 406,500 351,100 291,600 228,500		44	404,700	345,500	286,500	223,500			44	403,600	344,300	285,100	221,800
47 406,500 351,100 291,600 228,500 47 405,500 349,900 290,200 226,800		45	405,100	347,300	288,200	225,100			45	404,100	346,100	286,800	223,400
		46	405,800	349,200	289,900	226,800			46	404,800	348,000	288,500	225,100
- 47 -		47	406,500	351,100	291,600	228,500			47	405,500	349,900	290,200	226,800
							- 47 -	-					

48	407,200	353,000	293,300	230,200	48	406,200	351,800	291,900	228,500
49	407,900	354,800	294,700	231,800	49	407,000	353,600	293,400	230,100
50	408,600	356,500	296,300	233,400	50	407,700	355,300	295,000	231,700
51	409,300	358,200	297,900	234,900	51	408,400	357,000	296,600	233,200
52	409,900	359,900	299,500	236,500	52	409,100	358,700	298,200	234,800
53	410,500	361,100	300,900	238,000	53	409,700	359,900	299,600	236,400
54	411,100	362,300	302,400	239,600	54	410,400	361,100	301,100	238,000
55	411,700	363,500	303,900	241,200	55	411,100	362,300	302,600	239,600
56	412,300	364,700	305,400	242,800	56	411,800	363,500	304,100	241,200
57	412,800	365,900	306,700	244,200	57	412,400	364,700	305,500	242,700
58	413,500	366,700	308,000	245,700	58	413,100	365,600	306,800	244,200
59	414,100	367,900	309,300	247,200	59	413,800	366,800	308,100	245,700
60	414,800	369,000	310,700	248,700	60	414,500	367,900	309,500	247,200
61	415,100	370,100	312,000	250,100	61	414,800	369,000	310,800	248,600
62	415,600	371,100	313,300	251,700	62	415,400	370,000	312,100	250,200
63	416,300	372,100	314,600	253,300	63	416,100	371,000	313,400	251,800
64	417,000	373,100	315,900	254,900	64	416,800	372,000	314,700	253,400
65	417,300	373,900	317,300	256,500	65	417,300	372,800	316,100	255,000
66		374,800	318,100	257,900	66		373,700	316,900	256,400
67		375,700	318,900	259,300	67		374,600	317,700	257,800
68		376,600	319,700	260,700	68		375,500	318,500	259,200
69		377,200	320,300	261,900	69		376,100	319,100	260,500
70		378,000	321,000	263,300	70		376,900	319,800	261,900
71		378,800	321,700	264,700	71		377,700	320,500	263,300
72		379,600	322,300	266,100	72		378,500	321,100	264,700
73		380,000	323,100	267,200	73		379,000	321,900	265,800
74		380,700	323,300	268,500	74		379,700	322,200	267,100
75		381,400	323,900	269,800	75		380,400	322,800	268,400
76		382,100	324,500	271,100	76		381,100	323,400	269,700

1 1 1								
	77	382,600	325,100	272,200	77	381,700	324,000	270,800
	78	383,200	325,600	273,400	78	382,400	324,500	272,100
	79	383,900	326,100	274,700	79	383,100	325,000	273,400
	80	384,500	348,800	276,000	80	383,800	347,800	274,700
	81	385,000	349,100	277,100	81	384,300	348,200	275,900
	82	385,500	349,400	278,200	82	384,900	348,600	277,000
	83	386,000	349,800	279,300	83	385,500	349,000	278,100
	84	386,500	350,100	280,400	84	386,100	349,400	279,200
	85	387,100	350,600	281,500	85	386,700	349,900	280,300
	86	387,600	350,900	282,600	86	387,300	350,300	281,400
	87	388,200	351,200	283,700	87	387,900	350,700	282,500
	88	388,800	351,500	284,800	88	388,500	351,100	283,600
	89	389,300	351,900	285,700	89	389,000	351,500	284,500
	90	389,800	352,200	286,400	90	389,600	351,900	285,200
	91	390,400	352,600	287,100	91	390,200	352,300	285,900
	92	391,000	352,900	287,900	92	390,800	352,600	286,700
	93	391,500	353,300	288,700	93	391,500	353,000	287,500
	94	392,100	353,600	289,300	94	392,100	353,400	288,100
	95	392,700	354,000	289,900	95	392,700	353,800	288,700
	96	393,300	354,300	290,500	96	393,300	354,100	289,300
	97	394,000	354,600	291,200	97	394,000	354,600	290,000
	98		355,000	291,700	98		355,000	290,500
	99		355,400	292,200	99		355,400	291,000
	100		355,800	292,600	100		355,800	291,500
	101		356,300	292,800	101		356,300	291,700
	102		356,700	293,000	102		356,700	291,900
	103		357,100	293,200	103		357,100	292,100
	104		357,500	293,400	104		357,500	292,300
	105		358,000	293,800	105		358,000	292,700

		106			358,400	294,000
		107			358,800	294,200
		108			359,200	294,400
		109			359,700	294,800
		110			360,100	295,000
		111			360,500	295,200
		112			360,900	295,500
		113			361,400	295,900
		114				296,200
		115				296,500
		116				296,800
		117				297,100
		118				297,300
		119				297,600
		120				297,900
		121				298,200
	再					
	任					
	用		327,000	285,500	259,300	213,500
	職					
	員					
_					1.4 	

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技 師、栄養士その他職員で規則で定めるものに適用する。

	_				
	106			358,400	292,900
	107			358,800	293,100
	108			359,200	293,300
	109			359,700	293,700
	110			360,100	293,900
	111			360,500	294,100
	112			360,900	294,400
	113			361,400	294,800
	114				295,100
	115				295,400
	116				295,700
	117				296,000
	118				296,300
	119				296,600
	120				296,900
	121				297,200
再					
任					
用		327,000	285,500	259,300	213,500
職					
員					

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技 師、栄養士その他職員で規則に定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

	N				
職員の	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
区					
分					
	号給 \	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再	1	333,500	287,200	231,400	155,600
任	2	335,700	289,200	233,200	157,000
用	3	337,900	291,200	235,000	158,500
以	4	340,100	293,200	236,800	159,900
外	5	342,300	295,000	238,400	161,300
0	6	344,500	296,900	239,900	162,800
職	7	346,700	298,800	241,400	164,300
員	8	348,900	300,700	242,800	165,800
	9	350,600	302,700	244,100	167,100
	10	352,600	304,600	245,500	168,800
	11	354,600	306,500	246,800	170,400
	12	356,600	308,400	248,200	172,000
	13	358,800	310,100	249,500	173,500
	14	360,900	311,900	250,800	175,500
	15	363,000	313,700	252,100	177,500
	16	365,100	315,500	253,400	179,500
	17	367,100	317,400	254,400	182,900
	18	369,200	319,100	255,800	185,000
	19	371,300	320,800	257,100	187,100

ウ 医療職給料表(3)

職	\				
員	職務の				
0	等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
区					
分					
	号給 \	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再	1	332,100	285,600	229,300	153,300
任	2	334,300	287,600	231,100	154,700
用	3	336,500	289,600	232,900	156,200
以	4	338,700	291,600	234,700	157,600
外	5	340,900	293,400	236,300	159,000
0	6	343,100	295,300	237,800	160,500
職	7	345,300	297,200	239,300	162,000
員	8	347,500	299,100	240,800	163,500
	9	349,300	301,100	242,200	164,800
	10	351,300	303,000	243,600	166,500
	11	353,300	304,900	245,000	168,100
	12	355,300	306,800	246,400	169,700
	13	357,500	308,600	247,700	171,200
	14	359,600	310,400	249,000	173,200
	15	361,700	312,200	250,300	175,200
	16	363,800	314,000	251,600	177,200
	17	365,900	315,900	252,600	180,500
	18	368,000	317,600	254,000	182,600
	19	370,100	319,300	255,300	184,700

	070 400	200 500	050 400	100.000	1 1	00	070.000	201 000	050 000	100,000
20	373,400	322,500	258,400	189,200		20	372,200	321,000	256,600	186,800
21	375,200	324,100	259,500	191,300		21	374,000	322,700	257,800	188,900
22	377,300	325,700	260,900	193,600		22	376,100	324,300	259,200	191,300
23	379,400	327,300	262,300	195,900		23	378,200	325,900	260,600	193,600
24	381,500	328,900	263,700	198,200		24	380,300	327,500	262,000	195,900
25	383,500	330,600	265,100	200,600		25	382,300	329,200	263,500	198,300
26	385,200	332,100	266,700	202,000		26	384,000	330,700	265,100	199,700
27	387,100	333,600	268,200	203,400		27	385,900	332,300	266,600	201,100
28	389,000	335,200	269,800	204,800		28	387,800	333,900	268,200	202,500
29	390,900	336,600	271,400	206,200		29	389,700	335,400	269,800	203,900
30	392,700	338,100	273,000	207,700		30	391,600	336,900	271,400	205,400
31	394,600	339,600	274,600	209,200		31	393,500	338,400	273,000	206,900
32	396,500	341,100	276,200	210,500		32	395,400	339,900	274,600	208,400
33	398,200	342,800	277,800	211,900		33	397,100	341,600	276,200	209,800
34	399,900	344,400	279,300	213,400		34	398,800	343,200	277,700	211,300
35	401,700	346,000	280,800	214,900		35	400,600	344,800	279,200	212,800
36	403,500	347,600	282,200	216,400		36	402,400	346,400	280,700	214,300
37	405,100	349,300	283,800	217,800		37	404,000	348,100	282,300	215,700
38	406,900	350,900	285,200	219,500		38	405,800	349,700	283,800	217,400
39	408,700	352,500	286,700	221,200		39	407,600	351,300	285,300	219,100
40	410,500	354,100	288,200	222,900		40	409,400	352,900	286,800	220,800
41	412,000	355,300	289,800	224,300		41	411,000	354,100	288,400	222,300
42	413,700	356,800	291,400	226,000		42	412,700	355,600	290,000	224,000
43	415,400	358,300	293,000	227,700		43	414,400	357,100	291,600	225,700
44	417,000	359,800	294,600	229,400		44	416,000	358,600	293,200	227,400
45	418,400	361,400	296,000	231,200		45	417,500	360,200	294,600	229,200
46	420,000	362,500	297,500	232,700		46	419,100	361,400	296,100	230,700
47	421,500	364,000	299,000	234,200		47	420,600	362,900	297,600	232,200
48	423,000	365,300	300,500	235,600		48	422,200	364,200	299,100	233,700

49	424,600	366,700	301,800	237,000		49	423,800	365,600	300,500	235,200
50	426,100	368,100	303,200	238,400		50	425,400	367,000	301,900	236,600
51	427,600	369,500	304,600	239,800		51	427,000	368,400	303,300	238,000
52	429,100	370,900	306,000	241,200		52	428,600	369,800	304,700	239,400
53	430,500	372,400	307,500	242,500		53	430,100	371,300	306,200	240,700
54	432,000	373,600	308,900	243,800		54	431,600	372,500	307,600	242,000
55	433,400	374,800	310,300	245,100		55	433,100	373,700	309,000	243,300
56	434,800	376,000	311,700	246,400		56	434,600	374,900	310,400	244,600
57	435,900	377,100	312,800	247,400		57	435,700	376,000	311,600	245,600
58	436,800	378,100	314,100	248,700		58	436,600	377,000	312,900	246,900
59	437,700	379,100	315,400	249,900		59	437,500	378,000	314,200	248,100
60	438,400	380,100	316,800	251,200		60	438,400	379,000	315,600	249,400
61	439,300	380,700	318,000	252,300		61	439,300	379,700	316,800	250,600
62	440,200	381,500	319,300	253,700		62	440,200	380,500	318,100	252,000
63	441,100	382,300	320,600	255,100		63	441,100	381,300	319,400	253,400
64	442,000	383,100	321,900	256,500		64	442,000	382,100	320,700	254,800
65	442,900	383,900	323,200	257,700		65	442,900	383,000	322,000	256,200
66	443,700	384,600	324,500	259,200		66	443,700	383,800	323,300	257,700
67	444,500	385,400	325,800	260,600		67	444,500	384,600	324,600	259,100
68	445,300	386,100	327,100	262,000		68	445,300	385,400	325,900	260,500
69	446,100	386,800	327,900	263,500		69	446,100	386,200	326,700	262,000
70		387,400	329,000	265,100		70		386,900	327,800	263,600
71		388,100	330,100	266,700		71		387,600	328,900	265,200
72		388,700	331,000	268,200		72		388,300	329,800	266,700
73		389,400	332,300	269,800		73		389,000	331,100	268,300
74		389,900	333,000	271,400		74		389,600	331,900	269,900
75		390,500	334,200	273,000		75		390,200	333,100	271,500
76		391,000	335,400	274,600		76		390,800	334,300	273,100
77		391,400	336,500	276,100		77		391,200	335,400	274,700

78	392,000	337,700	277,600	78	391	,800	336,600	276,200
79	392,600	338,900	279,100	79	392	,400	337,800	277,700
80	393,000	340,100	280,600	80	393	,000	339,000	279,200
81	393,500	341,200	282,200	81	393	,500	340,100	280,800
82	394,100	342,300	283,700	82	394	,100	341,200	282,300
83	394,700	343,400	285,200	83	394	,700	342,300	283,800
84	395,300	344,500	286,700	84	395	,300	343,400	285,300
85	395,800	345,400	288,000	85	395	,800	344,300	286,600
86	396,400	346,400	289,500	86	396	,400	345,300	288,100
87	397,000	347,300	291,000	87	397	,000	346,300	289,600
88	397,600	348,300	292,500	88	397	,600	347,300	291,100
89	398,000	349,400	293,700	89	398	,000	348,400	292,400
90	398,500	350,200	295,100	90	398	,500	349,200	293,800
91	399,100	351,000	296,500	91	399	,100	350,000	295,200
92	399,700	351,800	297,900	92	399	,700	350,800	296,600
93	400,200	352,500	299,400	93	400	,200	351,600	298,100
94		353,100	300,700	94			352,300	299,400
95		353,800	302,000	95			353,000	300,700
96		354,400	303,300	96			353,700	302,000
97		354,800	304,100	97			354,200	302,900
98		355,200	305,300	98			354,700	304,100
99		355,700	306,500	99			355,200	305,300
100		356,100	307,800	100			355,700	306,600
101		356,600	308,900	101			356,200	307,700
102		357,000	310,100	102			356,700	308,900
103		357,500	311,300	103			357,200	310,100
104		357,900	312,500	104			357,700	311,300
105		358,200	313,800	105			358,000	312,600
106		358,700	315,000	106			358,500	313,800

	107	359,200	316,200		107		359,000	315,000	
	108	359,500	317,400		108		359,500	316,200	
	109	360,000	318,300		109		360,000	317,100	
	110	360,500	319,000		110		360,500	317,800	
	111	361,000	319,700		111		361,000	318,500	
	112	361,500	320,300		112		361,500	319,100	
	113	362,000	321,000		113		362,000	319,800	
	114	362,500	321,300		114		362,500	320,200	
	115	363,000	322,000		115		363,000	320,900	
	116	363,400	322,700		116		363,400	321,600	
	117	363,800	323,100		117		363,800	322,000	
	118	364,300	323,700		118		364,300	322,600	
	119	364,800	324,300		119		364,800	323,200	
	120	365,300	324,900		120		365,300	323,800	
	121	365,700	325,300		121		365,700	324,200	
	122	366,200	325,800		122		366,200	324,700	
	123	366,700	326,300		123		366,700	325,200	
	124	367,200	326,800		124		367,200	325,700	
	125	367,600	327,200		125		367,600	326,100	
	126		327,600		126			326,500	
	127		327,900		127			326,900	
	128		328,300		128			327,300	
	129		328,700		129			327,700	
	130		329,100		130			328,100	
	131		329,500		131			328,500	
	132		329,800		132			328,800	
	133		330,000		133			329,100	
	134		330,300		134			329,500	
	135		330,700		135			329,900	
-	•	·	•	-		•		,	•

		136				330,900
		137				331,100
		138				331,400
		139				331,700
		140				332,000
		141				332,200
		142				332,500
		143				332,900
		144				333,100
		145				333,200
		146				333,600
		147				334,000
		148				334,200
		149				334,500
		150				334,900
		151				335,300
		152				335,700
		153				336,000
	再					
	任					
	用		330,400	292,600	265,100	257,800
	職					
	員					
1	1# #	・この事は		出め上ッチ		学生 6工 /口

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保 健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

	136				330,300
	137				330,500
	138				330,900
	139				331,300
	140				331,700
	141				331,900
	142				332,200
	143				332,600
	144				332,900
	145				333,000
	146				333,400
	147				333,800
	148				334,200
	149				334,500
	150				334,900
	151				335,300
	152				335,700
	153				336,000
再					
任					
用		330,400	292,600	265,100	257,800
職					
員					
/# ±	エ この主は	. 	出め上ッチ		会生 台工 プロ

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保 健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

○一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号) 新旧対照表(平成28年4月1日施行) (第2条関係)

(第2条関係)	
改正後	改正前

(地域手当)

第15条の2 (略)

2 (略)

3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員に支給する地域手当の月額は、 前項の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計 額に100分の16を乗じて得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

- 第23条の3 第13条の規定に基づく規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第3項、第4項及び第4条の規定に基づく週休日又は同条例第9条第2項の規定に基づく休日 (次項において「週休日等」という。) に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、前条第1項ただし書の規定により第18条から第20条<u>まで</u>の規定を適用される場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定する場合のほか、前項に規定する職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、前条第1項ただし書の規定により第18条から第20条までの規定を適用される場合は、この限りでない。
- 3 <u>管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各</u> 号に定める額とする。

(地域手当)

第15条の2 (略)

2 (略)

3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員に支給する地域手当の月額は、前項の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100分の15を乗じて得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

- 第23条の3 第13条の規定に基づく規則で定める職員が臨時又は緊急の必要 その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第3項、第 4項及び第4条の規定に基づく週休日又は同条例第9条第2項の規定に基 づく休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給 する。ただし、前条第1項ただし書の規定により第18条から第20条の規定 を適用される場合は、この限りでない。
- 2 <u>管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、</u> 12,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項 の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあって は、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 <u>前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給について必要</u>な事項は、規則で定める。

改正後	改正前
 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額) (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない 	
<u>範囲内において規則で定める額</u> <u>4</u> 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項は、規則で定める。	
附 則	附則
1~11 (略)	1~11 (略)
(55歳を超える職員の給料月額の減額支給等)	(55歳を超える職員の給料月額の減額支給等)
12 <u>平成30年3月31日までの間</u> 、職員(行政職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の等級が行政職給料表の職務の等級欄に掲げる特1等級及び1等級の適用を受ける者であってその号給がその職務の等級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額	12 <u>当分の間</u> 、職員(行政職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の等級が行政職給料表の職務の等級欄に掲げる特1等級及び1等級の適用を受ける者であってその号給がその職務の等級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)~(5) (略)

13~19 (略)

を減ずる。

 $(1)\sim(5)$ (略)

13~19 (略)

					改正後										改正前				
別	表第1	(第3条	関係)							別ā	長第1	(第3条	関係)						
	行政職	給料表								Î	亍政職	給料表							
職	職務の									職	職務の								
員	等級									員	等級								
0	\	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	0		特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
区										区									
分										分									
	\	給料月額		\	給料月額														
-	号給										号給								
再	1	405,800	360,100	315,800	285,000	258,300	223,900	187,700	137,600	再	1	414,100	367,500	322,100	290,700	263,500	224,600	187,700	137,600
任	2	408,200	362,700	318,000	287,200	260,400	225,500	189,500	138,700	任	2	416,600	370,100	324,400	293,000	265,600	226,500	189,500	138,700
用	3	410,700	365,200	320,300	289,500	262,300	227,100	191,300	139,900	用	3	419,100	372,700	326,700	295,300	267,600	228,400	191,300	139,900
以	4	413,100	367,800	322,500	291,700	264,400	228,700	193,100	141,000	以	4	421,600	375,300	329,000	297,600	269,700	230,200	193,100	141,000
外	5	415,000	369,900	324,800	293,700	266,300	230,300	194,700	142,100	外	5	423,500	377,500	331,300	299,700	271,700	231,900	194,700	142,100
0	6	417,300	372,400	326,800	296,000	268,300	232,000	196,500	143,200	0	6	425,800	380,000	333,400	302,000	273,800	233,800	196,500	143,200
職	7	419,400	374,800	329,000	298,300	270,400	233,600	198,300	144,300	職	7	428,000	382,500	335,600	304,300	275,900	235,700	198,300	144,300
員	8	421,600	377,300	331,200	300,600	272,500	235,200	200,100	145,400	員	8	430,200	385,000	337,800	306,600	278,000	237,500	200,100	145,400
	9	423,600	379,800	333,300	302,700	274,600	236,800	201,800	146,500		9	432,300	387,600	340,000	308,800	280,100	239,200	201,800	146,500
	10	425,700	382,500	335,500	305,000	276,600	238,400	203,600	147,900		10	434,400	390,300	342,200	311,100	282,200	241,100	203,600	147,900
	11	427,800	385,100	337,600	307,200	278,700	240,000	205,400	149,200		11	436,500	393,000	344,400	313,400	284,300	242,900	205,400	149,200
	12	429,900	387,800	339,800	309,500	280,800	241,600	207,200	150,500		12	438,700	395,700	346,600	315,700	286,400	244,800	207,200	150,500
	13	431,600	390,200	341,800	311,700	282,800	243,200	208,600	151,800		13	440,500	398,200	348,600	317,900	288,500	246,500	208,800	151,800
	14	433,400	392,500	343,800	313,800	284,900	244,700	210,400	153,300		14	442,400	400,500	350,700	320,100	290,600	248,400	210,700	153,300
	15	435,400	394,700	345,900	316,000	286,900	246,200	212,100	154,800		15	444,400	402,800	352,800	322,300	292,700	250,200	212,600	154,800
	16	437,400	397,100	347,900	318,100	289,000	247,700	213,900	156,400		16	446,400	405,200	354,900	324,500	294,800	252,000	214,500	156,400

1 1	1	1	1				ı		- 1	1	1 1	1	1	ı				l	I
17	439,300	398,900	349,800	320,200	291,000	249,200	215,600	157,700			17	448,300	407,100	356,800	326,600	296,800	253,700	216,300	157,700
18	441,100	400,900	351,800	322,200	293,000	251,100	217,300	159,200			18	450,100	409,100	358,800	328,700	298,900	255,700	218,200	159,200
19	442,900	402,800	353,700	324,300	295,100	252,900	219,000	160,700			19	451,900	411,000	360,800	330,800	301,000	257,700	220,100	160,700
20	444,600	404,600	355,600	326,300	297,100	254,700	220,600	162,200			20	453,700	412,900	362,700	332,800	303,100	259,700	222,000	162,200
21	446,400	406,500	357,600	328,300	299,200	256,400	222,200	163,600			21	455,500	414,800	364,800	334,900	305,200	261,600	223,700	163,60
22	447,900	408,300	359,500	330,400	301,300	258,300	223,900	166,300			22	457,000	416,600	366,700	337,000	307,300	263,500	225,600	166,30
23	449,300	410,100	361,500	332,400	303,300	260,200	225,600	168,900			23	458,500	418,500	368,700	339,100	309,400	265,400	227,500	168,90
24	450,800	412,000	363,400	334,500	305,400	261,900	227,200	171,500			24	460,000	420,500	370,700	341,200	311,500	267,200	229,400	171,50
25	452,200	413,800	365,400	336,100	307,200	263,900	228,700	174,200			25	461,400	422,300	372,700	342,800	313,400	269,200	231,000	174,20
26	453,500	415,300	367,300	338,000	309,300	265,800	230,300	175,900			26	462,700	423,800	374,700	344,800	315,500	271,100	232,800	175,90
27	454,800	416,800	369,300	340,000	311,400	267,600	231,800	177,600			27	464,000	425,400	376,700	346,800	317,600	273,000	234,500	177,60
28	456,000	418,400	371,300	341,900	313,400	269,500	233,200	179,300			28	465,200	427,000	378,700	348,800	319,700	274,900	236,300	179,30
29	457,000	420,000	372,800	343,600	315,400	271,200	234,600	180,800			29	466,200	428,600	380,300	350,600	321,700	276,700	237,700	180,80
30	457,700	421,300	374,600	345,500	317,400	273,100	235,800	182,600			30	466,900	429,900	382,100	352,500	323,800	278,600	239,200	182,60
31	458,500	422,600	376,400	347,400	319,500	275,000	237,000	184,400			31	467,700	431,200	383,900	354,400	325,900	280,500	240,700	184,40
32	459,200	423,800	378,000	349,200	321,600	276,800	238,300	186,100			32	468,400	432,500	385,600	356,300	328,000	282,400	242,200	186,10
33	459,900	425,000	379,800	351,100	323,100	278,500	239,600	187,700			33	469,100	433,700	387,400	358,200	329,600	284,100	243,600	187,70
34	460,700	426,300	381,200	352,900	325,100	280,400	241,000	189,200			34	469,900	435,000	388,800	360,000	331,600	286,000	245,100	189,20
35	461,400	427,600	382,700	354,700	327,100	282,200	242,300	190,700			35	470,600	436,300	390,400	361,800	333,700	287,900	246,600	190,7
36	462,000	428,800	384,300	356,400	329,200	284,100	243,600	192,200			36	471,400	437,500	392,000	363,500	335,800	289,800	248,200	192,20
37	462,500	430,000	385,700	357,800	331,100	285,800	244,600	193,500			37	472,200	438,700	393,500	365,000	337,700	291,500	249,500	193,50
38	463,100	430,800	386,900	359,100	333,000	287,500	246,100	194,800			38	472,900	439,500	394,700	366,300	339,700	293,300	251,100	194,80
39	463,700	431,600	388,100	360,500	335,000	289,300	247,700	196,100			39	473,700	440,300	395,900	367,700	341,700	295,100	252,700	196,1
40	464,300	432,400	389,200	361,900	336,900	291,100	249,200	197,400			40	474,500	441,100	397,100	369,100	343,700	296,900	254,300	197,40
41	464,800	433,000	390,300	363,200	338,800	292,800	250,600	198,700			41	475,300	441,700	398,200	370,600	345,600	298,700	255,700	198,70
42	465,300	433,700	391,500	364,100	340,700	294,500	252,000	200,000			42	476,000	442,400	399,400	371,500	347,500	300,400	257,100	200,00
43	465,700	434,400	392,700	365,200	342,500	296,200	253,400	201,300			43	476,800	443,100	400,600	372,600	349,400	302,100	258,500	201,30
44	466,000	435,100	393,800	366,300	344,400	297,800	254,800	202,600			44	477,400	443,800	401,800	373,700	351,300	303,800	259,900	202,60
45	466,300	435,900	394,500	367,100	345,900	299,500	256,000	203,800			45	478,200	444,600	402,500	374,500	352,800	305,500	261,100	203,80
46		436,700	395,200	368,000	347,300	301,200	257,300	205,100			46		445,400	403,200	375,400	354,300	307,200	262,500	205,10
	l				ı				1 60	I	1 1	I		.				1	I

47	437,100	395,900	368,900	348,800	302,800	258,700	206,400		47	446,100	403,900	376,300	355,800	308,900	263,900	206,400	
48	437,800	396,600	369,800	350,300	304,500	260,100	207,700		48	446,900	404,600	377,200	357,300	310,600	265,300	207,700	
49	438,300	397,200	370,700	351,900	305,700	261,400	208,800		49	447,500	405,200	378,200	359,000	311,800	266,600	208,800	
50	438,700	397,800	371,500	352,700	307,200	262,500	209,900		50	448,200	405,900	379,000	359,800	313,400	267,800	209,900	
51	439,100	398,300	372,300	353,900	308,800	263,800	211,000		51	449,000	406,600	379,800	361,000	315,000	269,100	211,000	
52	439,500	398,700	373,100	354,900	310,400	265,100	212,100		52	449,800	407,300	380,600	362,000	316,600	270,400	212,100	
53	439,900	399,100	373,800	355,800	312,000	266,200	213,300		53	450,400	408,000	381,300	362,900	318,300	271,500	213,300	
54	440,300	399,400	374,500	356,900	313,600	267,300	214,300		54	451,200	408,700	382,000	364,000	319,900	272,700	214,300	
55	440,700	399,700	375,200	357,800	315,200	268,600	215,300		55	452,000	409,400	382,700	365,000	321,500	274,000	215,300	
56	441,000	400,000	375,900	358,900	316,700	269,900	216,300		56	452,600	410,000	383,400	366,100	323,100	275,300	216,300	
57	441,300	400,300	376,400	359,800	318,200	271,000	217,100		57	453,200	410,600	383,900	367,000	324,600	276,400	217,100	
58	441,700	400,600	377,000	360,500	319,400	272,000	218,100		58	454,000	411,200	384,500	367,700	325,800	277,500	218,100	
59	442,000	400,900	377,600	361,200	320,600	273,100	219,000		59	454,800	411,800	385,200	368,400	327,000	278,600	219,000	
60	442,300	401,200	378,300	361,900	321,800	274,200	220,000		60	455,600	412,400	385,900	369,100	328,200	279,700	220,000	
61	442,600	401,500	378,700	362,300	322,500	275,400	220,800		61	456,200	412,900	386,300	369,600	329,000	280,900	220,800	
62		401,800	379,400	362,900	323,400	276,400	221,800		62		413,600	387,000	370,200	329,900	281,900	221,800	
63		402,100	380,000	363,600	324,200	277,300	222,800		63		414,200	387,600	370,900	330,700	282,900	222,800	
64		402,400	380,600	364,300	325,000	278,300	223,800		64		414,800	388,200	371,600	331,500	283,900	223,800	
65		402,700	381,000	364,600	325,900	279,100	224,500		65		415,100	388,700	371,900	332,400	284,700	224,500	
66		403,000	381,600	365,300	326,300	280,000	225,500		66		415,700	389,300	372,600	332,800	285,600	225,500	
67		403,300	382,200	366,000	327,000	280,800	226,500		67		416,400	389,900	373,300	333,600	286,500	226,500	
68		403,600	382,800	366,700	327,800	281,700	227,600		68		416,900	390,500	374,000	334,400	287,400	227,600	
69		403,800	383,200	367,000	328,600	282,700	228,400		69		417,400	390,900	374,400	335,200	288,400	228,400	
70		404,100	383,700	367,600	329,300	283,500	229,200		70		418,100	391,500	375,000	335,900	289,200	229,200	
71		404,400	384,200	368,300	330,000	284,300	230,000		71		418,800	392,200	375,700	336,600	290,000	230,000	
72		404,700	384,800	368,900	330,700	285,100	230,800		72		419,500	392,800	376,300	337,300	290,800	230,800	
73		404,900	385,100	369,200	331,200	285,900	231,600		73		420,000	393,100	376,700	337,800	291,600	231,600	
74		405,200	385,500	369,800	331,800	286,400	232,300		74		420,700	393,800	377,300	338,400	292,100	232,300	
75		405,500	385,900	370,500	332,300	286,800	233,000		75		421,400	394,500	378,000	339,000	292,600	233,000	
76		405,700	386,300	371,100	332,900	287,300	233,700		76		422,100	395,000	378,600	339,600	293,100	233,700	

77	405,900	386,600	371,500	333,200	287,400	234,400	77		422,600	395,400	379,000	339,900	293,200	234,400
78	406,200	386,900	372,000	333,700	287,800	235,200	78			396,100	379,500	340,400	293,600	235,200
79	406,500	387,200	372,600	334,100	288,000	236,000	79			396,800	380,100	340,800	293,800	236,000
80	406,700	387,500	373,100	334,600	288,400	236,800	80			397,500	380,600	341,300	294,200	236,800
81	406,900	387,700	373,600	335,000	288,600	237,500	81			398,000	381,100	341,700	294,400	237,500
82	407,200	388,000	374,200	335,500	288,800	238,200	82			398,700	381,700	342,200	294,600	238,200
83	407,500	388,300	374,700	336,000	289,200	238,900	83			399,400	382,300	342,700	295,000	238,900
84	407,700	388,500	375,000	336,500	289,500	239,600	84			400,100	382,700	343,200	295,300	239,600
85	407,900	388,700	375,400	336,800	289,800	240,300	85			400,600	383,300	343,600	295,600	240,300
86		389,000	375,900	337,200	290,100	241,000	86			401,300	383,900	344,000	295,900	241,000
87		389,300	376,300	337,700	290,400	241,700	87			402,000	384,500	344,500	296,200	241,700
88		389,500	376,700	338,100	290,800	242,400	88			402,700	385,100	344,900	296,600	242,400
89		389,700	377,100	338,400	291,100	243,100	89			403,200	385,800	345,200	296,900	243,100
90		390,000	377,600	338,800	291,500	243,600	90			403,900	386,400	345,600	297,300	243,600
91		390,300	378,000	339,300	291,800	244,100	91			404,600	387,000	346,100	297,700	244,100
92		390,500	378,400	339,700	292,200	244,600	92			405,300	387,600	346,500	298,100	244,600
93		390,700	378,700	339,900	292,300	244,900	93			405,800	388,300	346,700	298,200	244,900
94		391,000	379,200	340,300	292,500		94			406,500	388,900	347,100	298,500	
95		391,300	379,600	340,800	292,900		95			407,200	389,500	347,600	298,900	
96		391,500	380,000	341,200	293,300		96			407,900	390,100	348,000	299,300	
97		391,700	380,300	341,300	293,500		97			408,400	390,800	348,100	299,500	
98			380,800	341,800	293,800		98				391,400	348,600	299,800	
99			381,200	342,200	294,200		99				392,000	349,100	300,200	
100			381,600	342,500	294,600		100				392,600	349,400	300,600	
101			381,900	342,800	294,800		101				393,300	349,700	300,800	
102			382,400	343,200	295,100		102				393,900	350,100	301,100	
103			382,800	343,600	295,500		103				394,500	350,500	301,500	
104			383,200	344,000	295,800		104				395,100	350,900	301,800	
105			383,500	344,500	296,000		105				395,800	351,400	302,000	
106				344,900	296,300		106					351,800	302,300	

	387,600	354,500	312,800	287,400	272,300	252,900	212,900	185,400	任 用 職		395,400	361,600	319,100	293,200	277,800	257,600	213,400	185,80
125						352,200	301,900		再	125						359,500	308,000	
124						351,700	301,600			124						359,000	307,600	
123						351,400	301,300			123						358,700	307,300	
122						351,100	301,000			122						358,300	307,000	
120 121						350,200 350,700	300,400			120 121						357,400 357,900	306,400 306,800	
119						349,900	300,100			119						357,100	306,100	
118						349,600	299,800			118						356,700	305,800	
117						349,200	299,600			117						356,300	305,600	
116						348,700	299,400			116						355,800	305,400	
115						348,400	299,000			115						355,500	305,000	
114						348,100	298,700			114						355,100	304,700	
113						347,700	298,400			113						354,700	304,400	
111						346,900 347,200	298,000 298,300			111						353,900 354,200	304,000 304,300	
110						346,600	297,600			110						353,500	303,600	
109						346,200	297,200			109						353,100	303,200	
108						345,700	297,000			108						352,600	303,000	
107						345,300	296,700			107						352,200	302,700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。 ただし、第28条に規定する職員を除く。

改正後 改正前 別表第2 (第3条関係) 別表第2(第3条関係) 医療職給料表 医療職給料表 (略) 医療職給料表(1) (略) 医療職給料表(1) 医療職給料表(2) 医療職給料表(2) 職 職 職務の 職務の 等級 員 等級 員 特1等級 1等級 2等級 3等級 特1等級 1等級 2等級 3等級 \mathcal{O} \mathcal{O} 区 区 分 分 号給 給料月額 給料月額 給料月額 号給 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額 再 1 323,700 263,900 215,500 147,800 再 330,200 269,200 215,500 147,800 1 任 325,700 265,800 217,100 149,600 任 2 332,300 271,100 217,100 149,600 3 327,900 267,600 218,700 151,300 3 273,000 151,300 用 用 334,500 218,700 以 330,100 269,500 220,300 153,000 以 4 336,700 274,900 220,300 153,000 4 外 5 332,100 271,300 221,700 154,700 外 5 338,800 276,700 221,900 154,700 6 0 6 334,300 273,100 223,300 156,400 \mathcal{O} 278,600 223,600 156,400 341,000 336,400 275,000 224,800 280,500 225,300 158,100 職 158,100 職 343,200 員 8 338,600 276,800 226,400 159,900 員 8 345,400 282,400 227,000 159,900 278,600 9 340,600 227,900 161,400 9 347,400 284,300 228,600 161,400 10 342,700 280,500 229,400 163,300 10 349,600 286,200 230,400 163,300 344,900 282,400 230,800 165,300 351.800 288,100 232,100 165,300 11 11 232,200 12 347,000 284,200 167,200 12 354,000 290,000 233,800 167,200 13 348,700 286,200 234,000 169,100 355,700 292,000 235,600 169,100 13 350,700 288,100 235,400 171,000 357,700 293,900 237,200 171,000 14 14 15 352,600 289,900 236,700 172,800 15 359,700 295,800 238,800 172,800 16 354,600 291,800 238,100 174,700 16 361,700 297,700 240,400 174,700 17 356,600 293,600 239,400 180,300 17 363,700 299,500 180,300 241,800

18	358,600	295,300	240,700	181,900		18	365,800	301,300	243,400	181,900
19	360,600	297,100	242,000	183,500		19	367,800	303,100	244,900	183,500
20	362,600	298,900	243,300	185,100		20	369,900	304,900	246,500	185,100
21	364,400	300,400	244,700	186,600		21	371,700	306,500	248,000	186,600
22	366,400	302,100	245,800	188,200		22	373,800	308,200	249,500	188,200
23	368,500	303,800	247,000	189,800		23	375,900	309,900	251,000	189,800
24	370,600	305,400	248,200	191,300		24	378,000	311,600	252,500	191,300
25	372,000	307,200	249,400	192,900		25	379,500	313,400	253,900	192,900
26	373,800	308,900	251,000	194,600		26	381,300	315,100	255,600	194,600
27	375,600	310,500	252,500	196,200		27	383,100	316,800	257,300	196,200
28	377,300	312,200	254,000	197,900		28	384,900	318,500	259,000	197,900
29	379,100	313,400	255,500	199,500		29	386,700	319,700	260,700	199,500
30	380,600	314,800	257,300	201,100		30	388,200	321,200	262,500	201,100
31	382,200	316,300	259,100	202,700		31	389,900	322,700	264,300	202,700
32	383,900	317,900	260,800	204,300		32	391,600	324,300	266,100	204,300
33	385,200	319,400	262,300	205,800		33	393,000	325,800	267,600	205,800
34	386,500	320,700	264,100	207,500		34	394,300	327,100	269,400	207,500
35	387,800	321,900	265,800	209,200		35	395,600	328,400	271,200	209,200
36	389,000	323,200	267,600	210,900		36	396,900	329,700	273,000	210,900
37	390,100	324,300	269,100	212,200		37	398,000	330,800	274,600	212,400
38	391,300	325,300	270,800	213,700		38	399,200	331,800	276,300	214,000
39	392,400	326,400	272,500	215,100		39	400,300	332,900	278,000	215,600
40	393,500	327,400	274,200	216,600		40	401,500	334,000	279,700	217,000
41	394,300	333,400	275,900	218,000		41	402,300	340,100	281,400	218,700
42	395,100	335,200	277,500	219,400		42	403,100	341,900	283,100	220,300
43	395,900	336,900	279,200	220,800		43	403,900	343,700	284,800	221,900
44	396,700	338,700	280,900	222,100		44	404,700	345,500	286,500	223,500
45	397,100	340,500	282,500	223,600		45	405,100	347,300	288,200	225,100
46	397,700	342,300	284,200	225,000		46	405,800	349,200	289,900	226,800
47	398,200	344,200	285,900	226,600		47	406,500	351,100	291,600	228,500
					- 65 -					

48	398,600	346,000	287,500	228,000		48	407,200	353,000	293,300	230,200	l
49	399,000	347,800	288,900	229,500		49	407,900	354,800	294,700	231,800	
50	399,300	349,500	290,500	230,900		50	408,600	356,500	296,300	233,400	
51	399,600	351,100	292,000	232,100		51	409,300	358,200	297,900	234,900	
52	399,900	352,800	293,600	233,400		52	409,900	359,900	299,500	236,500	
53	400,200	354,000	295,000	234,900		53	410,500	361,100	300,900	238,000	
54	400,500	355,100	296,500	236,200		54	411,100	362,300	302,400	239,600	
55	400,800	356,300	297,900	237,500		55	411,700	363,500	303,900	241,200	
56	401,100	357,500	299,400	238,900		56	412,300	364,700	305,400	242,800	
57	401,400	358,700	300,700	240,200		57	412,800	365,900	306,700	244,200	
58	401,700	359,500	301,900	241,600		58	413,500	366,700	308,000	245,700	
59	402,000	360,700	303,200	242,900		59	414,100	367,900	309,300	247,200	İ
60	402,400	361,800	304,600	244,000		60	414,800	369,000	310,700	248,700	
61	402,600	362,800	305,900	245,200		61	415,100	370,100	312,000	250,100	
62	402,900	363,800	307,100	246,700		62	415,600	371,100	313,300	251,700	
63	403,200	364,800	308,400	248,300		63	416,300	372,100	314,600	253,300	
64	403,500	365,800	309,600	249,800		64	417,000	373,100	315,900	254,900	
65	403,700	366,600	311,000	251,400		65	417,300	373,900	317,300	256,500	
66		367,400	311,800	252,800		66		374,800	318,100	257,900	
67		368,300	312,600	254,200		67		375,700	318,900	259,300	
68		369,200	313,400	255,600		68		376,600	319,700	260,700	
69		369,700	314,000	256,700		69		377,200	320,300	261,900	
70		370,500	314,700	258,100		70		378,000	321,000	263,300	
71		371,300	315,400	259,500		71		378,800	321,700	264,700	
72		372,100	316,000	260,900		72		379,600	322,300	266,100	
73		372,500	316,700	261,900		73		380,000	323,100	267,200	
74		373,200	316,900	263,200		74		380,700	323,300	268,500	
75		373,900	317,500	264,500		75		381,400	323,900	269,800	
76		374,600	318,100	265,800		76		382,100	324,500	271,100	
77		375,000	318,700	266,800		77		382,600	325,100	272,200	
					- 66 -						

78	375,600	319,200	268,000	78	383,200	325,600	273,400
79	376,300	319,700	269,300	79	383,900	326,100	274,700
80	376,900	341,900	270,600	80	384,500	348,800	276,000
81	377,300	342,200	271,600	81	385,000	349,100	277,100
82	377,800	342,500	272,700	82	385,500	349,400	278,200
83	378,300	342,900	273,800	83	386,000	349,800	279,300
84	378,800	343,200	274,900	84	386,500	350,100	280,400
85	379,400	343,700	276,000	85	387,100	350,600	281,500
86	379,900	344,000	277,000	86	387,600	350,900	282,600
87	380,500	344,300	278,100	87	388,200	351,200	283,700
88	381,100	344,600	279,200	88	388,800	351,500	284,800
89	381,600	345,000	280,100	89	389,300	351,900	285,700
90	382,100	345,300	280,800	90	389,800	352,200	286,400
91	382,600	345,700	281,400	91	390,400	352,600	287,100
92	383,100	346,000	282,200	92	391,000	352,900	287,900
93	383,400	346,400	283,000	93	391,500	353,300	288,700
94	383,900	346,700	283,600	94	392,100	353,600	289,300
95	384,300	347,000	284,200	95	392,700	354,000	289,900
96	384,700	347,300	284,800	96	393,300	354,300	290,500
97	385,100	347,600	285,500	97	394,000	354,600	291,200
98		348,000	286,000	98		355,000	291,700
99		348,400	286,400	99		355,400	292,200
100		348,800	286,800	100		355,800	292,600
101		349,300	287,000	101		356,300	292,800
102		349,700	287,200	102		356,700	293,000
103		350,100	287,400	103		357,100	293,200
104		350,500	287,600	104		357,500	293,400
105		351,000	288,000	105		358,000	293,800
106		351,400	288,200	106		358,400	294,000
107		351,800	288,400	107		358,800	294,200

109 352,700 289,000 110 353,100 289,200 111 353,500 289,400 112 353,900 289,700 113 354,400 290,100 114 290,600 115 290,600 116 290,900 117 291,200 118 291,600 120 291,900 121 292,200						
110 353,100 289,200 111 353,500 289,400 112 353,900 289,700 113 354,400 290,100 114 290,400 115 290,600 117 291,200 118 291,400 120 291,900 121 292,200		108			352,200	288,600
111 353,500 289,400 112 353,900 289,700 113 354,400 290,100 114 290,600 115 290,900 117 291,200 118 291,400 119 291,600 120 291,900 121 292,200		109			352,700	289,000
112 353,900 289,700 113 354,400 290,100 114 290,600 115 290,600 117 291,200 118 291,400 119 291,600 120 291,900 121 292,200		110			353,100	289,200
113 354,400 290,100 114 290,400 115 290,600 116 290,900 117 291,200 118 291,400 119 291,600 120 291,900 121 292,200		111			353,500	289,400
114 290,400 115 290,600 116 290,900 117 291,200 118 291,400 119 291,600 120 291,900 121 292,200 再 任		112			353,900	289,700
115 290,600 116 290,900 117 291,200 118 291,400 119 291,600 120 291,900 121 292,200		113			354,400	290,100
116 290,900 117 291,200 118 291,400 119 291,600 120 291,900 121 292,200 再 任		114				290,400
117 291,200 118 291,400 119 291,600 120 291,900 121 292,200 再任 任		115				290,600
118 291,400 119 291,600 120 291,900 121 292,200 再任 任		116				290,900
119 291,600 120 291,900 121 292,200 再任 4		117				291,200
120 291,900 121 292,200 再任 (任)		118				291,400
121 292,200 再任 (任)		119				291,600
再任		120				291,900
任		121				292,200
	再					
	任					
用 320,500 279,800 254,600 213,000	用		320,500	279,800	254,600	213,000
職	職					
員	員					

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他職員で規則で定めるものに適用する。

				•	
	108			359,200	294,400
	109			359,700	294,800
	110			360,100	295,000
	111			360,500	295,200
	112			360,900	295,500
	113			361,400	295,900
	114				296,200
	115				296,500
	116				296,800
	117				297,100
	118				297,300
	119				297,600
	120				297,900
	121				298,200
再					
任					
用		327,000	285,500	259,300	213,500
職					
員					
/	シの主は		ケース 英文原式		白壯年 兴

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他職員で規則に定めるものに適用する。

改正後 改正前 医療職給料表(3) 医療職給料表(3) 職務の 職 職務の 職 等級 等級 員 員 2等級 3等級 1等級 2等級 3等級 特1等級 1等級 特1等級 0) 0 区 区 分 分 号給 号給 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額 281,500 231,400 333,500 287,200 231,400 再 326,900 155,600 再 155,600 1 1 233,200 157,000 任 329,100 283,400 233,200 157,000 任 335,700 289,200 3 331,200 285,400 235,000 158,500 用 3 337,900 291,200 235,000 158,500 用 333,400 287,400 236,800 159,900 340,100 293,200 236,800 159,900 以 4 以 4 289,200 238,200 295,000 238,400 161,300 外 5 335,600 161,300 外 5 342,300 6 337,700 291,000 239,600 162,800 6 344,500 296,900 239,900 162,800 0 0 職 339,900 292,900 240,800 164,300 職 346,700 298,800 241,400 164,300 8 242,100 8 294,800 300,700 242,800 165,800 員 342,000 165,800 員 348,900 9 9 167,100 343,700 296,700 243,300 167,100 350,600 302,700 244,100 10 345,700 298,600 244,400 168,800 10 352,600 304,600 245,500 168,800 347,600 300,400 245,400 170,400 354,600 306,500 246,800 170,400 11 11 12 349,600 302,300 246,500 172,000 12 356,600 308,400 248,200 172,000 358,800 249,500 173,500 13 351,700 304,000 247,800 173,500 13 310,100 353,800 305,700 248,900 175,500 311,900 250,800 175,500 14 14 360,900 15 355,900 307,500 249,900 177,500 15 363,000 313,700 252,100 177,500 309,300 250,900 315,500 16 357,900 179,500 16 365,100 253,400 179,500 17 359,900 311,200 251,900 182,900 17 367,100 317,400 254,400 182,900 18 361,900 312,800 252,900 369,200 319,100 255,800 185,000 185,000 18 364,000 314,500 254,000 187,100 371,300 320,800 257,100 19 19 187,100

20	366,100	316,200	255,000	189,200	20	373,400	322,500	258,400	189,200
21	367,800	317,700	256,000	191,300	21	375,200	324,100	259,500	191,300
22	369,900	319,300	257,000	193,600	22	377,300	325,700	260,900	193,600
23	372,000	320,900	258,100	195,900	23	379,400	327,300	262,300	195,900
24	374,000	322,400	259,200	198,200	24	381,500	328,900	263,700	198,200
25	376,000	324,100	260,400	200,600	25	383,500	330,600	265,100	200,600
26	377,600	325,500	261,900	202,000	26	385,200	332,100	266,700	202,000
27	379,500	327,000	263,200	203,400	27	387,100	333,600	268,200	203,400
28	381,400	328,600	264,600	204,800	28	389,000	335,200	269,800	204,800
29	383,200	330,000	266,000	206,200	29	390,900	336,600	271,400	206,200
30	384,900	331,500	267,600	207,700	30	392,700	338,100	273,000	207,700
31	386,800	332,900	269,200	209,200	31	394,600	339,600	274,600	209,200
32	388,600	334,400	270,700	210,500	32	396,500	341,100	276,200	210,500
33	390,300	336,100	272,300	211,900	33	398,200	342,800	277,800	211,900
34	392,000	337,600	273,800	213,400	34	399,900	344,400	279,300	213,400
35	393,800	339,200	275,200	214,900	35	401,700	346,000	280,800	214,900
36	395,500	340,700	276,600	216,400	36	403,500	347,600	282,200	216,400
37	397,100	342,400	278,200	217,800	37	405,100	349,300	283,800	217,800
38	398,800	344,000	279,600	219,500	38	406,900	350,900	285,200	219,500
39	400,600	345,500	281,100	221,200	39	408,700	352,500	286,700	221,200
40	402,400	347,100	282,500	222,900	40	410,500	354,100	288,200	222,900
41	403,900	348,300	284,100	224,300	41	412,000	355,300	289,800	224,300
42	405,400	349,800	285,700	226,000	42	413,700	356,800	291,400	226,000
43	406,900	351,300	287,200	227,700	43	415,400	358,300	293,000	227,700
44	408,200	352,700	288,800	229,400	44	417,000	359,800	294,600	229,400
45	409,300	354,300	290,200	231,000	45	418,400	361,400	296,000	231,200
46	410,400	355,300	291,600	232,400	46	420,000	362,500	297,500	232,700
47	411,500	356,800	293,100	233,700	47	421,500	364,000	299,000	234,200
48	412,700	358,100	294,600	234,900	48	423,000	365,300	300,500	235,600
49	414,000	359,500	295,900	236,300	49	424,600	366,700	301,800	237,000

50	415,100	360,900	297,200	237,400	50	426,100	368,100	303,200	238,400
51	416,300	362,200	298,600	238,400	51	427,600	369,500	304,600	239,800
52	417,400	363,600	300,000	239,600	52	429,100	370,900	306,000	241,200
53	418,600	365,100	301,500	240,800	53	430,500	372,400	307,500	242,500
54	419,600	366,300	302,800	241,900	54	432,000	373,600	308,900	243,800
55	420,700	367,400	304,200	242,900	55	433,400	374,800	310,300	245,100
56	421,800	368,600	305,600	244,000	56	434,800	376,000	311,700	246,400
57	422,900	369,700	306,700	244,900	57	435,900	377,100	312,800	247,400
58	423,400	370,600	307,900	245,900	58	436,800	378,100	314,100	248,700
59	424,000	371,600	309,200	246,900	59	437,700	379,100	315,400	249,900
60	424,400	372,600	310,600	247,900	60	438,400	380,100	316,800	251,200
61	425,000	373,200	311,700	248,900	61	439,300	380,700	318,000	252,300
62	425,500	374,000	313,000	249,900	62	440,200	381,500	319,300	253,700
63	425,900	374,800	314,300	251,000	63	441,100	382,300	320,600	255,100
64	426,400	375,600	315,500	252,100	64	442,000	383,100	321,900	256,500
65	427,000	376,300	316,800	253,100	65	442,900	383,900	323,200	257,700
66	427,400	377,000	318,100	254,500	66	443,700	384,600	324,500	259,200
67	427,700	377,800	319,400	255,700	67	444,500	385,400	325,800	260,600
68	428,000	378,500	320,700	257,000	68	445,300	386,100	327,100	262,000
69	428,400	379,100	321,400	258,300	69	446,100	386,800	327,900	263,500
70		379,700	322,500	259,900	70		387,400	329,000	265,100
71		380,400	323,600	261,400	71		388,100	330,100	266,700
72		381,000	324,500	262,900	72		388,700	331,000	268,200
73		381,700	325,800	264,500	73		389,400	332,300	269,800
74		382,200	326,500	266,100	74		389,900	333,000	271,400
75		382,800	327,600	267,600	75		390,500	334,200	273,000
76		383,300	328,800	269,200	76		391,000	335,400	274,600
77		383,700	329,900	270,600	77		391,400	336,500	276,100
78		384,300	331,100	272,100	78		392,000	337,700	277,600
79		384,800	332,200	273,600	79		392,600	338,900	279,100

80	385,100	333,400	275,000	80	393,000	340,100	280,600
81	385,400	334,500	276,600	81	393,500	341,200	282,200
82	385,900	335,600	278,100	82	394,100	342,300	283,700
83	386,300	336,600	279,600	83	394,700	343,400	285,200
84	386,600	337,700	281,100	84	395,300	344,500	286,700
85	386,900	338,600	282,300	85	395,800	345,400	288,000
86	387,400	339,600	283,800	86	396,400	346,400	289,500
87	387,900	340,500	285,300	87	397,000	347,300	291,000
88	388,300	341,500	286,700	88	397,600	348,300	292,500
89	388,600	342,500	287,900	89	398,000	349,400	293,700
90	389,000	343,300	289,300	90	398,500	350,200	295,100
91	389,500	344,100	290,700	91	399,100	351,000	296,500
92	389,900	344,900	292,000	92	399,700	351,800	297,900
93	390,300	345,500	293,500	93	400,200	352,500	299,400
94		346,100	294,800	94		353,100	300,700
95		346,800	296,000	95		353,800	302,000
96		347,400	297,300	96		354,400	303,300
97		347,800	298,100	97		354,800	304,100
98		348,200	299,300	98		355,200	305,300
99		348,700	300,500	99		355,700	306,500
100		349,100	301,700	100		356,100	307,800
101		349,600	302,800	101		356,600	308,900
102		350,000	304,000	102		357,000	310,100
103		350,500	305,200	103		357,500	311,300
104		350,900	306,300	104		357,900	312,500
105		351,200	307,600	105		358,200	313,800
106		351,700	308,800	106		358,700	315,000
107		352,100	310,000	107		359,200	316,200
108		352,400	311,200	108		359,500	317,400
109		352,900	312,000	109		360,000	318,300

110	353,400 312,700	110	360,500 319,000
111	353,900 313,400	111	361,000 319,700
112	354,400 314,000	112	361,500 320,300
113	354,900 314,700	113	362,000 321,000
114	355,400 315,000	114	362,500 321,300
115	355,900 315,600	115	363,000 322,000
116	356,300 316,300	116	363,400 322,700
117	356,700 316,700	117	363,800 323,100
118	357,100 317,300	118	364,300 323,700
119	357,600 317,900	119	364,800 324,300
120	358,100 318,500	120	365,300 324,900
121	358,500 318,900	121	365,700 325,300
122	359,000 319,400	122	366,200 325,800
123	359,500 319,900	123	366,700 326,300
124	360,000 320,400	124	367,200 326,800
125	360,300 320,800	125	367,600 327,200
126	321,200	126	327,600
127	321,500	127	327,900
128	321,800	128	328,300
129	322,200	129	328,700
130	322,600	130	329,100
131	323,000	131	329,500
132	323,300	132	329,800
133	323,500	133	330,000
134	323,800	134	330,300
135	324,200	135	330,700
136	324,400	136	330,900
137	324,600	137	331,100
138	324,900	138	331,400
139	325,200	139	331,700
	- 73	-	

	140				325,500
	141				325,700
	142				326,000
	143				326,400
	144				326,600
	145				326,700
	146				327,000
	147				327,400
	148				327,600
	149				327,900
	150				328,300
	151				328,700
	152				329,100
	153				329,400
再					
任					
用		323,900	286,800	260,300	253,100
職					
員					

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

	140				332,000
	141				332,200
	142				332,500
	143				332,900
	144				333,100
	145				333,200
	146				333,600
	147				334,000
	148				334,200
	149				334,500
	150				334,900
	151				335,300
	152				335,700
	153				336,000
再					
任					
用		330,400	292,600	265,100	257,800
職					
員					
借叏	そってまけ		数十ス手雑品	6 准套灌師	促焼師る

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師そ の他の職員で規則で定めるものに適用する。

○職員の退職手当に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第22号) 新旧対照表(平成28年4月1日施行) (第3条関係)

改正後

(退職手当の調整額)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条 **第6条の4** 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条 の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその 者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規 定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方 住字供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住字供給公社、地方道路公 社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に 関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」とい う。) 又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」と いう。) 第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。) に関する 規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き 続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間 の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかっ たものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務 に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他こ れらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に 職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のう ち規則で定めるものを除く。) ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げ る職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。) のうちその 額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月 額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額 とする。

- (1) 第1号区分 59,550円
- (2) 第2号区分 54,150円
- (3) 第3号区分 43,350円

の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその 者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規 定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方 住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公 社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に 関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」とい う。) 又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」と いう。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する 規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き 続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間 の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかっ たものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務 に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他こ れらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に 職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のう ち規則で定めるものを除く。) ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げ る職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。) のうちその 額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月 額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額 とする。

改正前

- (1) 第1号区分 45,850円
- (2) 第2号区分 41,700円
- (3) 第3号区分 33,350円

改正後	改正前
(4) 第4号区分 <u>32,500円</u>	(4) 第4号区分 <u>25,000円</u>
(5) 第5号区分 <u>27,100円</u>	(5) 第5号区分 <u>20,850円</u>
(6) 第6号区分 <u>21,700円</u>	(6) 第6号区分 <u>16,700円</u>
(7) (略)	(7) (略)
2 • 3 (略)	2・3 (略)
4 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は 死亡によらずにその者の都合により退職した者でその勤続期間が10年以上24年以下の ものに対する退職手当の調整額は、第1項の規定により計算した額の2分の1に相当 する額とする。	4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
	(1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの(次号に掲げる者を除く。) 第 1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定 める額、同項第6号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用し て計算した額
	(2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病 又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が 10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
5 (略)	5 (略)
(勤続期間の計算)	(勤続期間の計算)
第7条 (略)	第7条 (略)
$2\sim4$ (略)	2~4 (略)
5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続い	5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続い

て職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を市長の承認を得て含めることができるものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) (略)

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地

て職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を市長の承認を得て含めることができるものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) (略

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公

方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程又は退職手当の支給の基準において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後見き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の約期までの期間

 $(3)\sim(7)$ (略)

 $6 \sim 9$ (略)

改正前

社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程又は退職手当の支給の基準において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の約期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の約期までの期間

 $(3)\sim(7)$ (略)

 $6 \sim 9$ (略)

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和54年藤井寺市条例第3号) 新旧対照表(平成28年4月1日施行)

(第4条関係)

改正後	改正前
(管理職員特別勤務手当)	(管理職員特別勤務手当)
第11条の2 第2条の2の規定に基づく規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条第1項、第3項、第4項及び第4条の規定に基づく週休日又は同条例第9条第2項の規定に基づく休日 (次項において「週休日等」という。) に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	
2 前項に規定する場合のほか、前項に規定する職員が、災害への対処その他の臨時又 は緊急の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正 規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給 する。	

〇一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年藤井寺市条例第15号) 新旧対照表(平成27年5月1日施行) (第5条関係)

改正後

(給与に関する特例)

(給与に関する特例)

条に規定する企業職員(以下「企業職員」という。)を除く。以下「特定任期付職 員」という。) には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 (円)
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618, 000

 $2 \sim 5$ (略)

(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項 及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤 勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適 用を受ける職員(第28条に規定する職員を除く。)」とあるのは「一般職の任期付職 員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員! と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは「給 料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員(第20条 にあっては、規則で定める職員を除く。)」とあるのは「一般職の任期付職員の採用 等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条 例第24条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(地方公営企業法第15 | 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(地方公営企業法第15 条に規定する企業職員(以下「企業職員」という。)を除く。以下「特定任期付職 員」という。) には、次の給料表を適用する。

改正前

号給	給料月額 (円)
1	<u>375, 000</u>
2	424, 000
3	<u>477, 000</u>
4	541,000
5	617, 000

2~5 (略)

(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項 及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤 勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適 用を受ける職員(第28条に規定する職員を除く。)」とあるのは「一般職の任期付職 員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員! と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは「給 料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員(第20条 にあっては、規則で定める職員を除く。) 」とあるのは「一般職の任期付職員の採用 等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条 例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」

改正後	改正前
場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の155」と、給与条例第26条中「及	<u>とあるのは「100分の155」</u> と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤
び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。	勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年藤井寺市条例第15号) 新旧対照表(平成28年4月1日施行) (第6条関係)

改正後	改正前
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(地方公営企業法第15条に規定する企業職員(以下「企業職員」という。)を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(地方公営企業法第15条に規定する企業職員(以下「企業職員」という。)を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。
号給 給料月額 (円)	号給 給料月額(円)
<u>370, 000</u>	1 377,000
2 <u>418, 000</u>	<u>426, 000</u>
<u>470, 000</u>	<u>479,000</u>
4 531,000	4 542,000
5 <u>606, 000</u>	<u>618, 000</u>

/世 ロ ナーノーナ イ オカ たにい オロバ い

章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。

市税条例の一部改正について

○市税条例(昭和56年藤井寺市条例第1号) 新旧対照表

(滕井寺市	市行政手続条例の	適用除外)					
第3条の2	藤井寺市行政手	続条例(平	戊11年藤井寺市条	(例第3号)	第3条に	定めるも	į
ののほか、	この条例又はこ	の条例に基	づく規則の規定に	よる処分そ	の他公権	力の行使	
に当たる行	う為については、	藤井寺市行道	政手続条例第2章	町(第8条を	(除く。)	及び第3	

改正後

2 藤井寺市行政手続条例第3条又は<u>第34条第4項</u>に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例<u>第34条第3項及び第35条</u>の規定は、適用しない。

(寄附金税額控除)

第23条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次の各号に掲げる寄附金若しくは金銭(第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関しては、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であって市民の福祉の増進に寄与するものであるとして規則で定めるものに限り、第9号に掲げるものに関しては、受益の範囲が市内にあって市民の福祉の増進に寄与するものであるとして規則で定めるものに限る。)を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

改正前

(藤井寺市行政手続条例の適用除外)

- 第3条の2 藤井寺市行政手続条例(平成11年藤井寺市条例第3号)第3条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、藤井寺市行政手続条例第4条から第28条まで(第7条及び第13条を除く。)の規定は、適用しない。
- 2 藤井寺市行政手続条例第3条又は<u>第33条第3項</u>に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例<u>第33条第2項</u>及び<u>第34条</u>の規定は、適用しない。

(寄附金税額控除)

第23条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

改正後 改正前 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金 (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法 人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附 金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7 第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するも のに限る。) (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所 得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の 規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第 1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。) に対する寄附金(当該法人の 主たる目的である業務に関連するものに限る。) (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人 の主たる目的である業務に関連するものに限る。) (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第 314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に 関連するものに限る。) (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該 法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出し た金銭 (10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定 非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるも

のを除く。)

改正前

(略)

(原動機付自転車及び)型特殊自動車の標識の交付等)

第90条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、若しくは亡失 し、又は摩滅したときは直ちに、その旨を市長に届け出て、その再交付を受けなけれ ばならない。この場合において、当該標識の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に 基づくときは、弁償金として200円を納めなければならない。

附則

(延滞金の割合等の特例)

第2条の2 当分の間、第10条、第35条第2項、第44条第3項、第45条第2項、第59条 **第2条の2** 当分の間、第10条、第35条第2項、第44条第3項、第45条第2項、第59条 第2項、第75条第2項、第96条第5項、第99条第2項、第110条第2項(第112条の7 において準用する場合を含む。)及び第112条第2項(第112条の7において準用する 場合を含む。) に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの 割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別 措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した 割合をいう。以下この条において同じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合 には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中において は、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割 合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては 当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 (略)

(原動機付自転車及び)型特殊自動車の標識の交付等)

第90条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失 し、又は摩滅したときは直ちに、その旨を市長に届け出て、その再交付を受けなけれ ばならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に 基づくときは、弁償金として200円を納めなければならない。

附則

(延滞金の割合等の特例)

第2項、第75条第2項、第96条第5項、第99条第2項、第110条第2項(第112条の7 において進用する場合を含む。)及び第112条第2項(第112条の7において準用する 場合を含む。) に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの 割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別) 措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パー セントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセン トの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」 という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用 年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセ ントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当 該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割 合)とする。

改正前

2 (略)

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例)

第14条の2の5 (略)

2 市民税の所得割の納税義務者が第18条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択 口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合 には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条 の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(以下次条において「源泉徴収選択口 座」という。)において前年中に交付を受けた全ての源泉徴収選択口座内配当等に係 る所得についての記載を行うものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第14条の2の6 (略

2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る 譲渡損失の金額のうちに法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が 源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき府民税の配当割の額の計算上 当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある 場合には、第18条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源 泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた全ての源泉徴収選択口座内配当等に係る る所得についての記載を行うものとする。

 $3 \sim 7$ (略)

2 (略)

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例)

第14条の2の5 (略)

2 市民税の所得割の納税義務者が第18条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択 口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合 には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条 の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(以下次条において「源泉徴収選択口 座」という。)において前年中に交付を受けた<u>すべて</u>の源泉徴収選択口座内配当等に 係る所得についての記載を行うものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第14条の2の6 (略)

2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る 譲渡損失の金額のうちに法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が 源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき府民税の配当割の額の計算上 当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある 場合には、第18条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源 泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた<u>すべて</u>の源泉徴収選択口座内配当等に 係る所得についての記載を行うものとする。

 $3 \sim 7$ (略)

議案第10号

藤井寺市手数料条例の一部改正について

○藤井寺市手数料条例(昭和35年藤井寺市条例第1号) 新旧対照表

改正後	改正前
別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)
1 ~ 3 (略)	1 (略)
4 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14 年法律第88号)関係	4 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88 号)関係
(暗各)	(略)
5~11(略)	5~11(略)

藤井寺市介護保険条例の一部改正について

○藤井寺市介護保険条例(平成12年藤井寺市条例第7号) 新旧対照表

改正後	改正前
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)を基本とし、同法その他関係法令に定めがあるもののほか介護保険に関して必要な事項を定め、介護保険を円滑に運営することにより、高齢者を含む全ての市民が安心して暮らせるまちをつくることを目的とする。	
(保険料率)	(保険料率)
第8条 <u>平成27年度から平成29年度まで</u> の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第8条 <u>平成24年度から平成26年度まで</u> の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第39条第 1項第1号に掲げる者 36,600円	(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第39条第 1項第1号に掲げる者 28,800円
(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>51,240円</u>	(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 28,800円
(3) 政令 <u>第39条第1項第3号に掲げる者 54,900円</u>	(3) 政令 <u>附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する者 40,320円</u>
(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 65,880円	(4) 政令 <u>第39条第1項第3号に掲げる者(前号に該当する者を除く。) 43,200円</u>
(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 73,200円	(5) 政令 <u>附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する者 51,840円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 87,840円	(6) 政令第39条第1項第4号に掲げる者(前号に該当する者を除く。) 57,600円
ア 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金	

改正後	改正前

額(以下「合計所得金額」という。)が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- イ 要保護者等(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付(以下「支援給付」という。)を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等(生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)
- (7) 次のいずれかに該当する者 95,160円
 - ア 合計所得金額が<u>1,200,000円以上1,900,000円未満</u>である者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は<u>第10号イ</u>に該当する者を除く。)

- (8) 次のいずれかに該当する者 109,800円
- ア 合計所得金額が<u>1,900,000円以上2,900,000円未満</u>である者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による

- (7) 次のいずれかに該当する者 74,880円
- ア 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額 (以下「合計所得金額」という。) が2,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者等 (生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付(以下「支援給付」という。)を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等(生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 89,280円
- ア 合計所得金額が<u>2,000,000円以上3,000,000円未満</u>である者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による

改正後	改正前
額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項 第1号イ((1)に係る部分を除く。) <u>、次号イ又は第10号イ</u> に該当する者を除 く。)	額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項 第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)
(9) 次のいずれかに該当する者 124,440円	(9) 前各号のいずれにも該当しない者 97,920円
<u>ア</u> 合計所得金額が2,900,000円以上4,500,000円未満である者であり、かつ、前各 号のいずれにも該当しないもの	
イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による 額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項 第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)	
(10) 次のいずれかに該当する者 135,420円	
<u>ア</u> 合計所得金額が4,500,000円以上7,000,000円未満である者であり、かつ、前各 <u>号のいずれにも該当しないもの</u>	
<u>イ</u> 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による 額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項 第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)	
(11) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> 146,400円	
2 · 3 (略)	2・3 (略)
(-\forall \delta \tau \) = \forall \tau \delta \del	()
(普通徴収に係る納期)	(普通徴収に係る納期)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 (略)	2 (時)
3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て第11条による暫定賦課に係る納期終了後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。	3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、 <u>すべて</u> 第11条による暫定賦課に係る納期終了後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

改正前

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第10条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に<u>第8条第1項第6号イ、第7号イ、</u>第8号イ、<u>第9号イ若しくは第10号イ</u>又は政令<u>第39条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>第8条第1項第6号から第10号まで</u>又は政令<u>第39条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</u>

4 (略)

(普通徴収の特例)

第11条 保険料の額(前年度において賦課期日後に資格を取得した者は、その年度の賦課期日に資格を有していたとみなしたときの保険料の額)の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額(前年度において賦課期日後に資格を取得した者は、その年度の賦課期日に資格を有していたとみなしたときの保険料の額)を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第10条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に<u>第8条第1項第7号イ若しくは</u>第8号イ、<u>政令第39条第1項</u> 第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る 者を除く。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又は政令<u>附</u>則第16条 第2項若しくは第17条第2項に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額 は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号 被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>第8条第1項第</u> 7号若しくは第8号、政令第39条第1項第1号から第4号まで又は政令<u>附</u>則第16条第 2項若しくは第17条第2項のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険 料の額の合算額とする。

4 (略)

(普通徴収の特例)

第11条 保険料の額(前年度において賦課期日後に資格を取得した者は、その年度の賦課期日に資格を有していたとみなしたときの保険料の額)の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額(前年度において賦課期日後に資格を取得した者は、その年度の賦課期日に資格を有していたとみなしたときの保険料の額)を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の 保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料が確定した日以後にお いてその不足額を徴収し、<u>既に</u>徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えるこ ととなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金 に充当する。

(保険料の督促)

第14条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下<u>「保</u> <u>険料</u>の納付義務者」という。)が納付期限までに保険料を納付しない場合において は、市長は、納付期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 (略)

附則

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号) 附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

- 第4条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業について は、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わないものとする。
- <u>2</u> <u>法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準</u> 備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間は行わないものとする。
- 3 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間は行わないものとする。

改正前

2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の 保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料が確定した日以後にお いてその不足額を徴収し、<u>すでに</u>徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超える こととなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収 金に充当する。

(保険料の督促)

第14条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下、 「保険料の納付義務者」という。)が納付期限までに保険料を納付しない場合においては、市長は、納付期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 (略)

附 則

藤井寺市高額介護サービス費等貸付基金条例の一部改正について

○藤井寺市高額介護サービス費等貸付基金条例(平成12年藤井寺市条例第28号) 新旧対照表

改正後	改正前
(設置)	(設置)
第1条 高額介護サービス費等の支払資金(以下「資金」という。)の <u>貸付を</u> 行うため、藤井寺市高額介護サービス費等貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。	第1条 高額介護サービス費等の支払資金(以下「資金」という。)の <u>貸付に関する事務を円滑かつ効率的に</u> 行うため、藤井寺市高額介護サービス費等貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。
(貸付対象)	(貸付対象)
第5条 資金の貸付を受けることができる者は、本市の介護保険被保険者で資金の調達 が困難なものであって、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。	第5条 資金の貸付を受けることができる者は、藤井寺市介護保険の被保険者で次の各 号に掲げる支給を受けた場合における当該被保険者であって、資金の調達が困難な者 とする。
(1) 次に掲げる保険給付(以下「高額介護サービス費等」という。)の支給を受け る見込みがあること。	(1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第45条第1項に定 める居宅介護住宅改修費
<u>ア</u> 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第44条第1項に規 定する居宅介護福祉用具購入費	
<u>イ</u> 法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費	
ウ 法第51条第1項に規定する高額介護サービス費	
工 法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費	
<u>オ 法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費</u>	
力 法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費	
(2) 介護保険料を滞納していないこと。ただし、市長が特別の理由があると認める	(2) 法第51条第1項に定める高額介護サービス費

改正後	改正前
場合は、この限りでない。	
	(3) 法第57条第1項に定める居宅支援住宅改修費
	(4) 法第61条第1項に定める高額居宅支援サービス費
	(代4.4.5.5) 4.7. 老の無体)
	(貸付を受ける者の要件)
	第6条 資金の貸付を受ける者は、介護保険料を完納していなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
(貸付金額)	(貸付金額)
第6条 貸付金の額は、高額介護サービス費等の見込額の範囲内とする。ただし、その額が、1,000円未満のものについては、貸付を行わない。	第7条 貸付金の額は、 <u>次の各号に定めるところによる</u> 。ただし、その額が、1,000円 未満のものについては、貸付を行わない。
	(1) 第5条第1号及び第3号に規定する額のうち保険給付額の範囲内の額
	(2) 第5条第2号及び第4号に規定する額の範囲内の額
(貸付条件)	(貸付条件)
第7条 (略)	<u>第8条</u> (略)
(繰上償還)	(繰上償還)
第8条 (略)	第9条 (略)
(繰替運用)	(繰替運用)
<u>第9条</u> (略)	<u>第10条</u> (略)

改正後	改正前
(委任)	(委任)
<u>第10条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)

議案第13号

藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 を定める条例(平成24年藤井寺市条例第19号) 新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則(第1条—第5条)	第1章 総則(第1条 第5条)
第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
第1節 基本方針等(第6条・第7条)	第1節 基本方針等(第6条・第7条)
第2節 人員に関する基準(第8条・第9条)	第2節 人員に関する基準 (第8条・第9条)
第3節 設備に関する基準 (第10条)	第3節 設備に関する基準 (第10条)
第4節 運営に関する基準 (第11条―第44条)	第4節 運営に関する基準 (第11条―第44条)
第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例(第45条・第46条)	第5節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例(第45条・第46条)
第3章 夜間対応型訪問介護	第3章 夜間対応型訪問介護
第1節 基本方針等(第47条・第48条)	第1節 基本方針等(第47条・第48条)
第2節 人員に関する基準 (第49条・第50条)	第2節 人員に関する基準(第49条・第50条)
第3節 設備に関する基準 (第51条)	第3節 設備に関する基準 (第51条)
第4節 運営に関する基準 (第52条―第61条)	第4節 運営に関する基準(第52条―第61条)
第4章 認知症対応型通所介護	第4章 認知症対応型通所介護

改正後	改正前
第1節 基本方針(第62条)	第1節 基本方針(第62条)
第2節 人員及び設備に関する基準	第2節 人員及び設備に関する基準
第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 (第63条—第65条)	第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 (第63条—第65条)
第2款 共用型指定認知症对応型通所介護(第66条—第68条)	第2款 共用型指定認知症对応型通所介護(第66条—第68条)
第3節 運営に関する基準 (第69条—第82条)	第3節 運営に関する基準 (第69条―第82条)
第5章 小規模多機能型居宅介護	第5章 小規模多機能型居宅介護
第1節 基本方針(第83条)	第1節 基本方針(第83条)
第2節 人員に関する基準 (第84条—第86条)	第2節 人員に関する基準 (第84条―第86条)
第3節 設備に関する基準 (第87条・第88条)	第3節 設備に関する基準 (第87条・第88条)
第4節 運営に関する基準 (第89条―第110条)	第4節 運営に関する基準 (第89条 第110条)
第6章 認知症対応型共同生活介護	第6章 認知症対応型共同生活介護
第1節 基本方針(第111条)	第1節 基本方針(第111条)
第2節 人員に関する基準(第112条—第114条)	第2節 人員に関する基準(第112条—第114条)
第3節 設備に関する基準 (第115条)	第3節 設備に関する基準 (第115条)
第4節 運営に関する基準 (第116条—第130条)	第4節 運営に関する基準 (第116条—第130条)
第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護	第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護
第1節 基本方針(第131条)	第1節 基本方針(第131条)
第2節 人員に関する基準 (第132条・第133条)	第2節 人員に関する基準 (第132条・第133条)
第3節 設備に関する基準 (第134条)	第3節 設備に関する基準 (第134条)
第4節 運営に関する基準 (第135条—第151条)	第4節 運営に関する基準 (第135条―第151条)

改正後	改正前
第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
第1節 基本方針(第152条)	第1節 基本方針(第152条)
第2節 人員に関する基準 (第153条)	第2節 人員に関する基準 (第153条)
第3節 設備に関する基準 (第154条)	第3節 設備に関する基準(第154条)
第4節 運営に関する基準 (第155条―第179条)	第4節 運営に関する基準(第155条—第179条)
第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針(第180条・第181条)	第1款 この節の趣旨及び基本方針(第180条・第181条)
第2款 設備に関する基準 (第182条)	第2款 設備に関する基準(第182条)
第3款 運営に関する基準 (第183条—第191条)	第3款 運営に関する基準 (第183条—第191条)
第9章 看護小規模多機能型居宅介護	第9章 複合型サービス
第1節 基本方針(第192条)	第1節 基本方針(第192条)
第2節 人員に関する基準(第193条—第195条)	第2節 人員に関する基準(第193条—第195条)
第3節 設備に関する基準(第196条・第197条)	第3節 設備に関する基準(第196条・第197条)
第4節 運営に関する基準(第198条―第204条)	第4節 運営に関する基準(第198条—第204条)
附則	附則
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福	

祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 • 4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等が<u>ある</u>場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

 $(1)\sim(4)$ (略)

- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第66条第1項、第67条、<u>第84条第6項</u>、第85条第3項及び第86条において同じ。)
- (6) 指定地域密着型特定施設(第131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第66条第1項、第67条第1項及び第84条第6項において同じ。)
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第66条第1項、第67条第1項及び<u>第84条第6項</u>において同じ。)
- (8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>(第193条第1項に規定する<u>指定看護</u> 小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。)

(9)~(11) (略)

6~11 (略)

祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 • 4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に次の各号に掲げるいずれかの施設等が<u>併設されている</u>場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

 $(1)\sim(4)$ (略)

- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第66条第1項、第67条、<u>第84条第6項第1号</u>、第85条第3項及び第86条において同じ。)
- (6) 指定地域密着型特定施設(第131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第66条第1項、第67条第1項及び第84条第6項第2号において同じ。)
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第66条第1項、第67条第1項及び<u>第84条第6項第3号</u>において同じ。)
- (8) <u>指定複合型サービス事業所</u>(第193条第1項に規定する<u>指定複合型サービス事</u>業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。)

(9)~(11) (略)

6~11 (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第193条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基本方針)

第62条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備及び備品等)

第65条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に 掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外 12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第193条第10項の規定により同条第1項第1号イに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基本方針)

第62条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備及び備品等)

第65条 (略)

2 · 3 (略)

改正前

のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

5 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

- 第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。
- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に 規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居 宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防 サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、 指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介 護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に 規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規 定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営 (第84条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の

4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

- 第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。
- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に 規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援 (法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス (法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護 予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをい う。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をい う。)の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第84条第7 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する 者でなければならない。

改正後	改正前
経験を有する者でなければならない。	
(事故発生時の対応)	
第80条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	
2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	
3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の 提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	
4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第65条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。	
(記録の整備)	(記録の整備)
第81条 (略)	第81条 (略)
2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の 提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日(第1号の場合に あっては当該計画の完結の日)から5年間保存しなければならない。	
$(1)\sim(4)$ (略)	$(1)\sim(4)$ (略)
(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(5) <u>次条において準用する第42条第2項</u> に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

改正前

(進用)

第82条 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第 36条から第40条まで、第43条及び第55条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業 について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規 程」とあるのは「第75条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第36条中 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従 業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第84条

 $2 \sim 5$ (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小 規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する 基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居 宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

されている場合

当該指定小規模多機 指定認知症対応型共同生活介護事業 介護職員 能型居宅介護事業所所、指定地域密着型特定施設、指定地 |に中欄に掲げる施設 | 域密着型介護老人福祉施設又は指定介 等のいずれかが併設 護療養型医療施設 (医療法 (昭和23年 法律第205号)第7条第2項第4号に規 定する療養病床を有する診療所である ものに限る。)

|当該指定小規模多機||前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サ||看護師又は 能型居宅介護事業所 ービスの事業を行う事業所、指定定期 准看護師 |の同一敷地内に中欄||巡回・随時対応型訪問介護看護事業|

(進用)

第82条 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第 36条から第40条まで、第42条、第43条及び第55条の規定は、指定認知症対応型通所介 護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する 運営規程」とあるのは「第75条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第
 36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所 介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第84条 (略)

 $2\sim 5$ (略)

6 指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設さ れている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居 宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業 者を置いているときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施 設等の職務に従事することができる。

改正後	改正前
に掲げる施設等のい 所、指定認知症対応型通所介護事業 ずれかがある場合 所、指定介護老人福祉施設又は介護老 人保健施設	
	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
	(2) 指定地域密着型特定施設
	(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設
	(4) 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)
7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指	7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指

- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者(第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。
- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>(第193条第1項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>をいう。)により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者(第193条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護できる。
- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者(第193条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。)により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

改正前

9 (略)

10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模 多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に 掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11~13 (略)

(管理者)

第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。) 若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法 第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老 人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事

9 (略)

10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模 多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11~13 (略)

(管理者)

第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法 第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老 人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事

業所、指定複合型サービス事業所<u>(第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)</u>等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第113条第2項、第114条、第194条第2項及び第195条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(登録定員及び利用定員)

- 第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とする。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス 及び宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサー ビスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定 めるものとする。
- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用 定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) (略)

改正前

業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第113条第2項、第114条、第194条第2項及び第195条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(登録定員及び利用定員)

- 第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を25人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とする。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス 及び宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサー ビスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定 めるものとする。
- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)まで

(2) (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第108条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が<u>第84条第6項</u>に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(従業者の員数)

第112条 (略)

2 · 3 (略)

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定 める員数を満たす介護従業者を置くほか、第84条に定める指定小規模多機能型居宅介 護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いていると き又は第193条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準 を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者 は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所の職務に従事することができる。

5・6 (略)

7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

8~10 (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第108条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第84条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(従業者の員数)

第112条 (略)

2 · 3 (略)

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は 指定複合型サービス事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満 たす介護従業者を置くほか、第84条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人 員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第193 条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従 業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業 所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

5・6 (略)

7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。

8~10 (略)

改正前

(管理者)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務 に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支 障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の 事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは<u>指定看</u> 護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(管理者による管理)

第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは<u>指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u>

(従業者の員数)

第132条 (略)

2~8 (略)

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模</u> <u>多機能型居宅介護事業所</u>が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定 施設の員数を満たす従業者を置くほか、第84条に定める指定小規模多機能型居宅介護 事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき 又は第193条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を 満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型 特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多</u> 機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。 (管理者)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務 に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支 障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の 事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは<u>指定複</u> 合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(管理者による管理)

第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(従業者の員数)

第132条 (略)

2~8 (略)

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第84条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第193条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機 能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の介護支援専門員に より当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるとき は、これを置かないことができる。

(管理者)

第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第137条 <u>削除</u>

(記録の整備)

第150条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型 特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提 供した日(第1号の場合にあっては当該計画の完結の日)から5年間保存しなければ

改正前

10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機 能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の介護支援専門員により当該指定 地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置 かないことができる。

(管理者)

第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第137条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。)を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(記録の整備)

第150条 (略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型 特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提 供した日(第1号の場合にあっては当該計画の完結の日)から5年間保存しなければ
 改正後
 改正前

 ならない。
 ならない。

 (1)~(8) (略)
 (1)~(8) (略)

 (9) 施行規則第65条の4第4号に規定する書類

(従業者の員数)

第153条 (略)

2 · 3 (略)

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

 $5 \sim 7$ (略)

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 指定介護老人福祉施設<u>又は指定地域密着型介護老人福祉施設</u> 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(従業者の員数)

第153条 (略)

2 • 3 (略)

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

 $5\sim7$ (略)

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 指定介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

きは、これを置かないことができる。

9~11 (略)

 $(2) \cdot (3)$

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は<u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)</u>第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該

指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められると

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14 (略)

15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

改正前

(2) • (3) (略)

9~11 (略)

- 12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は<u>指定介護予防</u> サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以 下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該 指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉 施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行 われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14 (略)

15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第84条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。
- 17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)とする。

(設備)

第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) 医務室

医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

改正前

16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第84条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

(設備)

第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) 医務室

医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

改正後	改正前
(7)~(9) (略)	(7)~(9) (略)
2 (略)	2 (略)
(記録の整備)	(記録の整備)
第178条 (略)	第178条 (略)
2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日(第1号の場合にあっては当該計画の完結の日)から5年間保存しなければならない。	2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日(第1号の場合にあっては当該計画の完結の日)から5年間保存しなければならない。
(1)~(6) (略)	(1)~(6) (略)
(7) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の 記録	
(設備)	(設備)
第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。	第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 医務室	(3) 医務室
医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける	医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける

医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設する。

けることで足りるものとする。

改正後 (4)・(5) (略) 2 (略)

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

(基本方針)

第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス (施行規則第17条の12に 規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模 多機能型居宅介護」という。) の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する 訪問看護の基本方針及び第83条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏ま えて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護企業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護

(4)・(5) (略)

2 (略)

第9章 複合型サービス

(基本方針)

第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス (以下「指定複合型サービス」という。) の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第83条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

改正前

(従業者の員数等)

第193条 指定複合型サービスの事業を行う者(以下「指定複合型サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定複合型サービス事業所」という。)ごとに置くべき指定複合型サービスの提供に当たる従業者(以下「複合型サービス従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる複合型サービスを利用するために指定複合型サービス事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指定複合型サービス事業所に通わせて行う指定複合型サービス事業をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(複合型サービス従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービス(本体事業所である指定複合型サービス事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定複合型サービスを含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定複合型サービス

事業所の登録者の居宅において行う<u>指定看護小規模多機能型居宅介護を</u>含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて<u>指定看護小規模多機能型居宅介護の</u>提供に当たる<u>看護小規模多機能型居宅介護の</u>提供に当たる<u>看護小規模多機能型居宅介護の</u>提供に当たる<u>看護小規模多機能型居宅介護で業者</u>については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 (略)

- 3 第1項の<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。
- 4 第1項の<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)でなければならない。

5 (略)

- 6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う 指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介 護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心 身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿 泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利 用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サー ビスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわ らず、夜間及び深夜の時間帯を通じてで間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる 護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 7 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各

改正前

<u>の</u>提供に当たる<u>複合型サービス従業者</u>については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。)に 当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 (略)

- 3 第1項の<u>複合型サービス従業者</u>のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。
- 4 第1項の<u>複合型サービス従業者</u>のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)でなければならな い。

5 (略)

- 6 宿泊サービス(登録者を指定複合型サービス事業所に宿泊させて行う指定複合型サービス(本体事業所である指定複合型サービス事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定複合型サービスを含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる複合型サービス従業者を置かないことができる。
- 7 <u>指定複合型サービス事業所</u>に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす<u>複合型サービス従業者</u>を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該複合型サービス従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事すること

号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

 $(1)\sim(4)$ (略)

8 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、登録者に係る居宅サービス計画及び<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の他の職務に従事し、又は当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

9 (略)

10 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス (以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が指 定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事 業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、 指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たす とき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満た しているものとみなされているとき及び第8条第12項の規定により同条第1項第4号 イに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定 複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことが できる。

(管理者)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただ し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看 護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事 業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>に併設する前条第 7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。 改正前

ができる。

 $(1)\sim(4)$ (略)

8 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、登録者に係る居宅サービス計画及び<u>複合型サービス</u> 計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介 護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定複合型サービス事業所</u> の他の職務に従事し、又は当該<u>指定複合型サービス事業所</u>に併設する前項各号に掲げ る施設等の職務に従事することができる。

9 (略)

10 指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定 複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営 されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に 関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に 規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第8条第12項の規定によ り同条第1項第4号イに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除 く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしている ものとみなすことができる。

(管理者)

第194条 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定複合型サービス事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

改正前

2 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び外川用定員)

- 第196条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。) を29人以下とする。
- 2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。
- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人<u>(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める</u>利用定員)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) (略)

2 (略)

(指定複合型サービス事業者の代表者)

第195条 指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

- 第196条 <u>指定複合型サービス事業所</u>は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を<u>25人</u>以下とする。
- 2 <u>指定複合型サービス事業所</u>は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊 サービスの利用定員(当該<u>指定複合型サービス事業所</u>におけるサービスごとの1日当 たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。
- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人まで

(2) (略)

改正前

(設備及び備品等)

- 第197条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他<u>指定看護小規模多機能型居</u>宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) (略)
- (2) 宿泊室

ア (略)

イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。

ウ・エ (略)

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する<u>指定看護小規模多機能型居宅</u>介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>は、利用者の家族との交流の機会の確保や 地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域 住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第198条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の 防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 (設備及び備品等)

- 第197条 <u>指定複合型サービス事業所</u>は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備 その他の非常災害に際して必要な設備その他<u>指定複合型サービスの</u>提供に必要な設備 及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 宿泊室

ア (略)

イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、<u>指定複合型サービス事業所</u>が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。

ウ・エ (略)

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該<u>指定複合型サービス</u>の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する<u>指定複合型サービス</u>の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 <u>指定複合型サービス事業所</u>は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との 交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流 の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

(指定複合型サービスの基本取扱方針)

第198条 <u>指定複合型サービス</u>は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機 能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第199条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。
- (2) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、<u>看護小規模多機能型居</u> <u>宅介護計画</u>に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びそ の者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。
- (5) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u> <u>の</u>提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

改正前

2 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、自らその提供する<u>指定複合型サービスの</u>質の評価を 行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に その改善を図らなければならない。

(指定複合型サービスの具体的取扱方針)

第199条 指定複合型サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) <u>指定複合型サービス</u>は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。
- (2) <u>指定複合型サービス</u>は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの 役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うも のとする。
- (3) <u>指定複合型サービス</u>の提供に当たっては、<u>複合型サービス計画</u>に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) <u>複合型サービス従業者</u>は、<u>指定複合型サービス</u>の提供に当たっては、懇切丁寧 に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービ スの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行う ものとする。
- (5) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、<u>指定複合型サービスの</u>提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様 及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけ

を記録しなければならない。

- (7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- (8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。
- (9) 看護サービス(<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「看護師等」という。)が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第201条第1項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。

(10) • (11) (略)

(主治の医師との関係)

- 第200条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。
- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅 介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当 たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあって

改正前

ればならない。

- (7) <u>指定複合型サービス</u>は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- (8) <u>指定複合型サービス事業者</u>は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。
- (9) 看護サービス(指定複合型サービスのうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「看護師等」という。)が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第201条第1項に規定する複合型サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。

(10) · (11) (略)

(主治の医師との関係)

- 第200条 <u>指定複合型サービス事業所</u>の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。
- 2 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、主治の医師に<u>複合型サービス計画</u>及び<u>複合型サービス報告書</u>を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 当該指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の

は、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の<u>看</u> <u>護小規模多機能型居宅介護報告書</u>の提出は、診療記録への記載をもって代えることが できる。

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

- 第201条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の管理者は、介護支援専門員に<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。
- 3 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に当たっては、地域に おける活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保さ れるものとなるように努めなければならない。
- 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。
- 5 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 6 介護支援専門員は、<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>を作成した際には、当該<u>看護</u> 小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 7 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看

改正前

規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の<u>複合型サービス</u>報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。

(複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成)

- 第201条 指定複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に<u>複合型サービス計画</u>の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に<u>複合型サービス報告書</u>の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。
- 3 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。
- 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の複合型サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した複合型サービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。
- 5 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 6 介護支援専門員は、<u>複合型サービス計画</u>を作成した際には、当該<u>複合型サービス計</u> 画を利用者に交付しなければならない。
- 7 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成後においても、常に複合型サービス

<u>護小規模多機能型居宅介護計画</u>の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、 必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

- 8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の変更について準用する。
- 9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した<u>看護小規模多機能型居宅介護</u> 報告書を作成しなければならない。
- 10 前条第4項の規定は、<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>の作成について準用する。

(緊急時等の対応)

- 第202条 <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>は、現に<u>指定看護小規模多機能型居宅介</u> <u>護</u>の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、 速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。

(記録の整備)

- 第203条 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、従業者、設備、備品及び会計に 関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>は、利用者に対する<u>指定看護小規模多機能型居宅介護の</u>提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日(第1号及び第2号の場合にあっては当該計画の完結の日)から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護計画

改正前

<u>計画</u>の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて<u>複合型サービ</u>ス計画の変更を行う。

- 8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する<u>複合型サービス計画</u>の変更について準用する。
- 9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した<u>複合型サービス報告書</u>を作成 しなければならない。
- 10 前条第4項の規定は、複合型サービス報告書の作成について準用する。

(緊急時等の対応)

- 第202条 複合型サービス従業者は、現に<u>指定複合型サービス</u>の提供を行っているとき に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連 絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の<u>複合型サービス従業者</u>が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時 応急の手当を行わなければならない。

(記録の整備)

- 第203条 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 を整備しておかなければならない。
- 2 <u>指定複合型サービス事業者</u>は、利用者に対する<u>指定複合型サービスの</u>提供に関する 次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日(第1号及び第2号の場合にあっては当該計画の完結の日)から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 複合型サービス計画

改正後	改正前
(3) • (4) (略)	(3)・(4) (略)
(5) 第201条第9項に規定する <u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>	(5) 第201条第9項に規定する <u>複合型サービス報告書</u>
(6)~(10) (略)	(6)~(10) (略)
(準用)	(進用)
每90.4名 每1.1 久小之每1.1 久十元 每90久 每90久 每90久 每90久	每90.4条 每1.1 久去 6 每1.5 久 1 一 2 4 5 9 9 8 9 9 8 9 9 8 9 9 8 9 9 9 8 9

第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第74条、第76条、第79条、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条及び第102条から第108条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第91条及び第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。

議案第14号

藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年藤井寺 市条例第20号) 新旧対照表

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法 <u>第8条の2第12項</u> に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。	(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法 <u>第8条の2第14項</u> に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。
(2)~(6) (略)	(2)~(6) (略)
(設備及び備品等)	(設備及び備品等)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 · 3 (略)	2・3 (略)
4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が 第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を 当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。	

改正前

改正後

5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第65条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第 112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第72条第1項に規定する指 定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。)の 居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第 131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第45条第6 項において同じ。) 若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サー ビス基準条例第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次 条第1項及び第45条第6項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、こ れらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症 対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事 業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が 当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」と いう。) に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着 型サービス基準条例第66条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者 をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型 通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知 症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運

4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第65条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第 112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第72条第1項に規定する指 定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。)の 居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第 131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第45条第6 項第2号において同じ。) 若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着 型サービス基準条例第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をい う。次条第1項及び第45条第6項第3号において同じ。)の食堂若しくは共同生活室 において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介 護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」と いう。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」 という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所」という。) に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該 入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指 定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者 (指定地域密着型サービス基準条例第66条第1項に規定する共用型指定認知症対応型 通所介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予 防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する 共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所にお

営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型 通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同 じ。)の数を合計した数について、第72条又は指定地域密着型サービス基準条例第 112条、第132条若しくは第153条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

- 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。
- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第80条において同じ。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第80条において同じ。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第80条において同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。第80条において同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなけれ

改正前

いて一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。)の数を合計した数について、第72条又は指定地域密着型サービス基準条例第112条、第132条若しくは第153条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

- 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。
- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第80条において同じ。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第80条において同じ。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第80条において同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。第80条において同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項第4号において同じ。)の運営(第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者で

改正後	改正前
ばならない。	なければならない。
(要支援認定の申請に係る援助)	(要支援認定の申請に係る援助)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援(法 <u>第8条の2第16項</u> に規定する介護予防支援をいう。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。	2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援(法 <u>第8条の2第18項</u> に規定する介護予防支援をいう。)が利用者に対して行われていない等の場合であっ て必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けてい る要支援認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わ なければならない。
第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第85条の2各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画(以下「介護予防サービス計画」という。)の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供する	第19条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第85条の2各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画(以下「介護予防サービス計画」という。)の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供する

(事故発生時の対応)

なければならない。

第38条 (略)

2 · 3 (略)

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第8条第4項の単独型・併設型指定 介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、 第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

ことその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わ

(事故発生時の対応)

なければならない。

ことその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わ

第38条 (略)

2·3 (略)

改正後	改正前
第45条 (略) 2~5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満た護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等のに関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事する	人員 <u>が併設されている</u> 場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、 <u>当該各号</u> に掲げる施設等の人員に関する
ができる。 当該指定介護予防小規 指定認知症対応型共同生活介護事業 介護職員 模多機能型居宅介護事 所、指定地域密着型特定施設、指定地	者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
ものに限る。) 当該指定介護予防小規 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サ 看護師 模多機能型居宅介護事 業所の同一敷地内に中 巡回・随時対応型訪問介護看護事業 欄に掲げる施設等のい 所、指定認知症対応型通所介護事業 ずれかがある場合 所、指定和症対応型通所介護事業 人保健施設	
	 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (2) 指定地域密着型特定施設 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (4) 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4

改正前

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サ

ービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業

所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録

者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>をいう。)により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 (略)

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等(法<u>第8条の2第16項</u>に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)の利用に係る計画及び第68条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支

- 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)
- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定複合型サービス事業所(同項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。
- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。)により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 (略)

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等(法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)の利用に係る計画及び第68条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支

援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11~13 (略)

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合 は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されて いる場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定 期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。) が、指定夜間対応型訪問介護事 業者(指定地域密着型サービス基準条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問 介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業 の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サー ビス等基準」という。) 第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同 じ。) 又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指 定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行って いる場合には、これらの事業に係る職務を含む。) 若しくは法第115条の45第1項に 規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防 支援事業を除く。) に従事することができるものとする。

援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

11~13 (略)

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合 は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設 等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定 地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型 サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業者をいう。以下同じ。)が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サー ビス基準条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同 じ。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関 する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第 5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。) 又は指定訪問看護事 業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。 以下同じ。) の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事 業に係る職務を含む。)に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所<u>(指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)</u>、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(登録定員及び利用定員)

- 第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とする。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通い サービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章にお いて同じ。)を定めるものとする。
- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)まで

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法 第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老 人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士 又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74 条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者 であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(登録定員及び利用定員)

- 第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を25人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とする。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通い サービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章にお いて同じ。)を定めるものとする。
- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)まで

	以止反
登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第64条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が<u>第45条第6</u>項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

沙正经

(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条(第4項を除く。)及び第39条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第71条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居(法<u>第8条の2第15項</u>に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の

(2) (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第64条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が<u>第45条第6</u> 項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

改正前

(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条<u>及び第32条から第39条まで</u>の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第71条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居(法<u>第8条の2第17項</u>に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の

下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、第57条、第60条、第62条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第57条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

改正前

下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第39条まで、第57条、第60条、第62条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

議案第15号

藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年藤井寺市条例第20号) 新旧対照表

改正後	改正前
(身分を証する書類の携行) 第11条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	
(記録の整備) 第30条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第32条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2) (略) ア〜ウ (略) エ 第32条第15号に規定する評価の結果の記録 オ 第32条第16号に規定するモニタリングの結果の記録 (3) ~ (5) (略)	(記録の整備) 第30条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第32条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2) (略) ア〜ウ (略) エ 第32条第14号に規定する評価の結果の記録 オ 第32条第15号に規定するモニタリングの結果の記録 (3) ~ (5) (略)
(指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第32条 (略) (2) ~ (11) (略) _(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事	(指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第32条 (略) (2) ~ (11) (略) (新設)

業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス等の事業の人

改正前

- 員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。)等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス 計画に基づき、<u>介護予防訪問看護計画書</u>等指定介護予防サービス等基準において位 置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の 状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

 $(14) \cdot (15)$

(16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア (略)

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ (略)

(17)

<u>(18)</u> 第3号から<u>第13号</u>までの規定は、<u>第14号</u>に規定する介護予防サービス 計画の変更について準用する。 (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。)等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

 $(13) \cdot (14)$

(15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア (略)

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、<u>指定介護予防通所介護事業所</u>(指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ (略)

(16)

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

改正後	改正前
(19)~(27) (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、 同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提 供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努 めなければならない。	

議案第16号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について

○市立保育所条例の一部を改正する条例(平成26年藤井寺市条例第16号) 新旧対照表

(附則第2項関係)

改正後	改正前
市立保育所条例(昭和38年藤井寺市条例第18号)の一部を次のように改正する。 第5条第1項を次のように改める。	市立保育所条例(昭和38年藤井寺市条例第18号)の一部を次のように改正する。 第5条第1項を次のように改める。
保育所に入所できる者は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)の規定による保育を必要とする乳幼児とする。	保育所に入所できる者は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)の規定による保育を必要とする乳幼児とする。
第5条第2項中「乳児」を「乳幼児」に改める。	第5条第2項中「乳児」を「乳幼児」に改める。
第6条及び第7条を削る。 第8条第1項を削り、同条第2項中「第5条第2項」を「前条第2項」に、「幼児」	第6条及び第7条を削る。 第8条第2項中「第5条第2項」を「前条第2項」に、「幼児」を「乳幼児」に改
を「乳幼児」に改め、同項を第6条とし、第9条から第11条までを削る。	め、同条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。
第12条第1号中「第5条第1項各号のいずれか」を「第5条第1項」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条を第7条とし、第1	第12条第1号中「第5条第1項各号のいずれか」を「第5条第1項」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条を第10条とし、第
3条を <u>第8条</u> とする。	13条を <u>第11条</u> とする。

【参考】

○市立保育所条例(昭和38年藤井寺市条例第18号) 新旧対照表

改正後(平成27年4月1日現在)	改正前(平成26年9月25日現在)
(入所の資格)	(入所の資格)
第5条 保育所に入所できる者は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令 第44号)の規定による保育を必要とする乳幼児とする。	第5条 保育所は、次の各号のいずれかに該当する乳幼児につき、保護者からの保育の 実施の申込みを受けてこれを保育する。
	(1) 保護者が労働に従事し、乳幼児の保育に欠ける場合
	(2) 保護者が疾病のため、乳幼児の保育に欠ける場合
	(3) 前2号に掲げるものを除くほか、市長が必要と認める場合
2 保育所に収容力があるときは、前項以外の <u>乳幼児</u> を入所させ、これを保育することができる。	2 保育所に収容力があるときは、前項以外の <u>乳児</u> を入所させ、これを保育することが できる。
	(入所の承諾)
	第6条 保護者は、保育所における保育の実施を希望するときは、市長の承諾を受けなければならない。
	(入所の拒絶)
	第7条 乳幼児が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、入所を承諾しない ことができる。
	(1) 伝染性疾患を有する場合
	(2) 身体虚弱のため保育に堪えない場合
	(3) その他市長が不適当と認める場合

改正後(平成27年4月1日現在)	改正前(平成26年9月25日現在)
	第8条 法第24条第1項の規定により入所させた乳幼児の保育料は、法第56条第3項の 規定により市長が定める。
第6条 前条第2項の規定に該当する乳幼児の保育料は、市長が別に定める。	<u>2</u> 第5条第2項の規定に該当する <u>幼児</u> の保育料は、市長が別に定める。
	(保育料の減免)
	第9条 市長は、必要と認めたときは、保育料の全部又は一部を免除することができる。
	(保育料の納入方法)
	第10条 保育料は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。
	(既納の保育料)
	第11条 既納の保育料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合はこの限りでない。
(入所の取消し)	(入所の取消し)
第7条 乳幼児又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は入所の承諾を取り消すことができる。	第12条 乳幼児又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は入所の承諾を取り消すことができる。
(1) <u>第5条第1項</u> に該当しなくなった場合	(1) 第5条第1項各号のいずれかに該当しなくなった場合
	(2) 第7条各号のいずれかに該当するに至った場合
(2) (略)	<u>(3)</u> (略)
<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)

改正後(平成27年4月1日現在)	改正前(平成26年9月25日現在)		
(委任)	(委任)		
<u>第8条</u> (略)	<u>第13条</u> (略)		

○藤井寺市立幼稚園条例(平成2年藤井寺市条例第6号) 新旧対照表 (附則第3項関係)

改正後	改正前
	(保育料の額)
	第5条 幼稚園の保育料の額は、園児1人月額8,000円とする。
	(環付)
	第6条 既納の保育料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、そ
	<u>の全部又は一部を還付することができる。</u>
	(減免)
	第7条 保育料は、特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することがで
	<u>きる。</u>
(委任)	(委任)
第5条 (略)	第8条 (略)

議案第17号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年藤井寺市条例第17号) 新旧対照表

改正後	改正前
(基準の向上)	(基準の向上)
第4条 市長は、藤井寺市児童福祉審議会(執行機関の附属機関に関する条例(昭和42 年藤井寺市条例第19号)別表に掲げる藤井寺市児童福祉審議会をいう。)の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、 この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告すること
2 (略)	2 (略)

議案第18号

藤井寺市立学校条例の一部改正について

○藤井寺市立学校条例(昭和39年藤井寺市条例第32号) 新旧対照表

改正後			改正前		
(設置)		(設置)	(設置)		
第1条 藤井寺市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)を次のとおり設置する。		- 第1条 藤井寺 る。			
学校の区分	名称	位置	学校の区分	名称	位置
(略)		(略)			
"	" 藤井寺北小学校	" <u>小山3丁目284番1</u>	"	" 藤井寺北小学校	" <u>小山3丁目288番の1</u>
(略)	·		(略)		

議案第21号

藤井寺市立生涯学習センター条例の一部改正について

○藤井寺市立生涯学習センター条例(平成6年藤井寺市条例第5号) 新旧対照表

	改正前		
(施設の貸出し) (施設の貸出し)			
第6条 第3条に規定する事業目的にかなう活動を行うグループは、委員会の許可を得 第6条 第3条に規定する事業目的にかなう活動を行うグル てかの名号に掲げる控制するに対応さる。この担合において、必該グループ てかの名号に掲げる控制するに対応さる。この担			

て次の各号に掲げる施設を利用することができる。この場合において、当該グループ| て次の各号に掲げる施設を利用することができる。この場合において、当該グル は、事前に委員会の登録の認定を受けなければならない。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) 屋内多目的広場

 $2 \sim 4$ (略)

別表 (第7条関係)

基本使用料

(附	各)					
屋	内	市民等	1, 500	2, 400	2, 100	5, 400
<u>多</u> 的場	且 広	その他の 者	2, 250	3, 600	3, 150	8, 100

備考 「市民等」とは、グループの構成員の半数以上が本市に居住、在学又は在勤す るものをいう。

は、事前に委員会の登録の認定を受けなければならない。

 $(1)\sim(5)$ (略)

(6) ゲートボール場

 $2 \sim 4$ (略)

別表 (第7条関係)

基本使用料

(略)					
ゲー	市民等	1, 500	2, 400	2, 100	5, 400
ト ボ ー ル 場	その他の者	2, 250	3, 600	3, 150	8, 100

備考 「市民等」とは、グループの構成員の半数以上が本市に居住、在学又は在勤す るものをいう。

議案第22号

藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年藤井寺市条例第19号) 新旧対照表

改正後	改正前
(基準の向上)	(基準の向上)
第4条 市長は、藤井寺市児童福祉審議会(執行機関の附属機関に関する条例(昭和42 年藤井寺市条例第19号)別表に掲げる藤井寺市児童福祉審議会をいう。)の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	
2 (略)	2 (略)

議案第23号

藤井寺市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○藤井寺市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年藤井寺市条例第9号) 新旧対照表

	改正後		改正前
(組織)		(組織)	
第4条 (略)		第4条	(略)
2 水道事業にかかる	州属機関を次のとおり設置する。		
名称	担任事務		
藤井寺市水道施設	水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施過程の透		
整備事業評価委員	明性の一層の向上を図るため、厚生労働省が定めた水道		
会	施設整備事業の評価実施要領に基づく事前評価及び再評		
	価に関する事務		
9 治頂に担党する時			
_	構成 炒		
<u>る。</u>			